

岩出市開発事業に関する条例に基づく

公共公益施設設置基準

和歌山県岩出市

..... 目 次

1 総 則	- 6 -
(1) 目的	- 6 -
2 道 路	- 7 -
(1) 開発区域内道路の全般的な基準	- 7 -
(2) 道路の区分	- 7 -
(3) 道路の幅員	- 7 -
(4) 道路の構造	- 10 -
(5) 側溝等の設置	- 16 -
(6) 歩 道	- 17 -
(7) 階段状道路の禁止	- 18 -
(8) 袋路状道路の禁止	- 18 -
(9) 交通安全施設等の設置	- 19 -
(10) 接続道路等	- 19 -
(11) 法面工	- 21 -
(12) 擁壁等	- 21 -
3 公 園 等	- 22 -
(1) 公園等の区別	- 22 -
(2) 公園等の配置	- 22 -
(3) 公園等の規模	- 23 -
(4) 公園等の立地条件	- 23 -
(5) 公園等の構造	- 24 -
4 水 路	- 26 -
(1) 水路の設計基準	- 26 -
(2) 調整池の設計基準	- 26 -
5 排水施設	- 27 -
(1) 排水施設の設計の原則	- 27 -
(2) 計画排水量	- 27 -
(3) 計画雨水量の算定	- 27 -
(4) 開発地域外の排水施設との接続	- 28 -
(5) 排水施設の構造	- 28 -
(6) 排水管の土被り	- 28 -
(7) 排水管種及び処理方法	33
(8) 排水路の流量計算	33

(9) 管渠の流速.....	35
(10) 柵の位置及び配置.....	35
(11) 柵の構造.....	36
(12) 取付管.....	36
(13) マンホールの位置.....	36
(14) マンホールの構造.....	36
6 ごみ集積所	37
(1) 戸建住宅分譲地について.....	37
(2) 集合住宅、店舗付集合住宅等について.....	37
7 消防水利.....	40
(1) 消防水利の設計.....	41
(2) 消防水利の設置基準.....	41
(3) 消防水利の給水能力基準.....	41
(4) 消防水利の構造基準.....	42
8 駐車場.....	43
(1) 自動車駐車場.....	43
(2) 駐輪場.....	44
(3) その他駐車場等.....	44
9 集会所.....	45
(1) 集会所用地の位置及び形状.....	45
(2) 集会所用地の規模.....	45
(3) 維持管理.....	45
10 公益的施設.....	46
(1) 公益的施設.....	46
11 防犯灯.....	47
(1) 設置場所及び設置個数.....	47
(2) 防犯灯の規格.....	47
(3) 防犯灯の管理.....	47
12 その他.....	48
(1) 工事写真.....	48
(2) 中間検査.....	48
(3) 法定外公共物.....	49
13 参考様式.....	51
(1) 道路の管理に関する協定書.....	51

(2) 公園、緑地等に関する協定書.....	53
(3) ごみ集積所に関する協定書.....	55
(3) 集会所用地に関する協定書.....	57
(4) 消防水利施設に関する協定書.....	59
(5) 防犯灯に関する協定書.....	61
14 仕 様.....	63
グラウンドマンホール仕様.....	63
防火水槽用鉄蓋仕様.....	69

1 総 則

(1) 目的

1960年代からの高度経済成長期において、全国的に急激な宅地開発の進展が見られました。そういったなか、全国的にも法律の補完として「宅地開発指導要綱」を定めることで、適正な公共公益施設の整備を促進し、良好な住環境を形成する上で、ある一定の役割を果たしてきました。

岩出市においても、昭和49年に「岩出市開発指導用要綱」を定め、これまでより宅地開発に関する行政指導を行ってきたものです。

しかし、近年では、行政手続法等の施行により、要綱に基づく行政指導は、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであると位置づけられたことや、都市計画法の改正に伴い、開発許可基準の一部を市町村が条例により定めることが可能となるなど、開発行為等を取り巻く社会情勢が大きく変わってきています。

そこで、開発指導要綱の条例化の動きが全国的にも加速しており、岩出市においても、これまで運用を行ってきた「岩出市開発指導要綱」を廃止し、良好な公共公益施設のための基準や、岩出市と事業者による協定締結等の手続き、近隣住民への説明などを新たに条例に取り込み、住んで良かったと思えるまちづくりの実現を目指すものとして「岩出市開発事業に関する条例」を制定しました。

本基準は、より一層良好な生活環境の保全の実現に寄与すべく、岩出市開発事業に関する条例に基づき、公共公益施設設置基準を定めるものです。

2 道 路

(1) 開発区域内道路の全般的な基準

政令第25条第1号

道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

(2) 道路の区分

開発行為により築造される道路は、次表のとおりである。

幹線道路	開発区域内の骨格道路となるもので、区域内相互を連絡する道路
補助幹線道路	幹線道路からの交通を街区に導入し、街区を連絡する道路
区画道路	区画構成の基本となり、画地の交通の用に供する道路

(3) 道路の幅員

政令第25条第2号

予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上12メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

省令第20条

令第25条第2号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものにあつては6メートル、その他のものにあつては9メートルとする。

省令第20条の2

令第25条第2号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 2 幅員が4メートル以上であること。

①道路幅員（規則第18条第5号）

開発区域内に設置する道路の幅員は、別表1のとおりとすること。

（規則第18条第5号 別表1） 開 発 区 域 内 道 路 幅 員

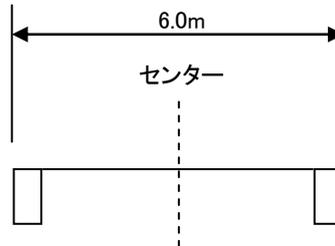
予 定 建 築 物 の 用 途	開 発 規 模 道 路 区 分	0.5 h a 未 満	0.5ha以上 1 ha未 満	1 h a 以上 5 h a未 満	5 h a 以上 10ha未 満	1 0 h a 以 上	
住 宅	区 画 道 路	6 m 以 上					
	補 助 幹 線 道 路				9 m 以 上		
	幹 線 道 路				9 m 以上		12m 以上
そ の 他 工 場 ・ 倉 庫 事 務 所 等	区 画 道 路	6 m 以 上					
	補 助 幹 線 道 路				9 m 以 上		
	幹 線 道 路				9 m 以上		12m 以 上
<p>備考</p> <p>ア) 大規模開発行為で通過交通の予想される幹線道路にあつては、原則として開発区域を貫通しないように配置する。ただし、やむを得ず貫通する場合は、遮へい物を施すなど交通騒音が住宅に影響しないよう配慮するものとする。</p> <p>イ) 幅員12m以上の道路を設置する場合は、市長と協議すること。</p> <p>ウ) 開発区域内の幅員9m以上の道路は、歩車道が分離されていること。（都市計画法第25条第5号 歩車道の分離）</p> <p>エ) 区画道路であつて、小区間で通行上支障がなく、周辺の状況等を勘案してやむを得ない場合は、4m以上とすることができる。</p>							

- ア) 開発許可基準の対象となる場合は、「小幅員区画道路の計画基準(案)について」（昭和61年4月11日 建設省経宅発第38号）によるものとする。
- イ) 上記以外の場合で小幅員道路を設ける場合は、延長35m未満かつ袋路状でないことを要す。
- ウ) 前2号に関わらず、事業区域面積が1,000㎡未満の場合については、和歌山県道路位置指定に関する指定基準による。

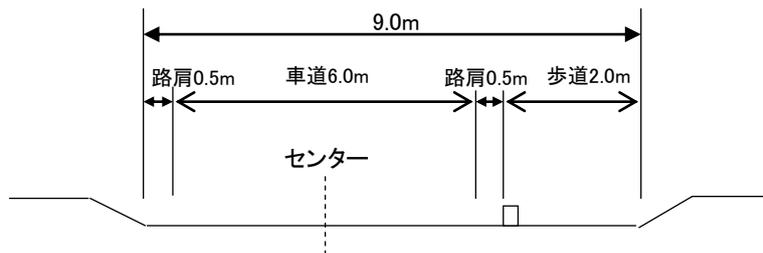
② 道路の幅員構成

道路の幅員構成は、次に掲げる図を標準とする。

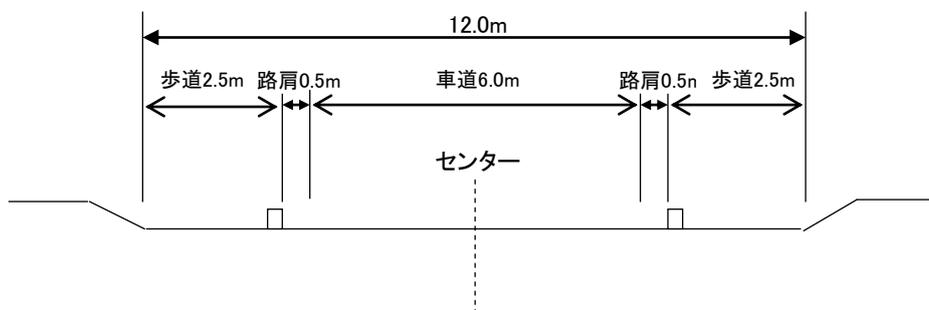
ア) 道路幅員 $W = 6.0 \text{ m}$



イ) 道路幅員 $W = 9.0 \text{ m}$



ウ) 道路幅員 $W = 12.0 \text{ m}$



(4) 道路の構造

① 幹線及び補助幹線道路の設計速度、平面線形、縦断線形については、道路構造令第13条から第22条に準拠するものとする。

② 縦断勾配（規則第18条第3号）

車道の縦断勾配は、9%以下とすること。ただし、地形等により市長がやむを得ないと認めるときは、滑り止めの舗装を施し、小区間に限り12%以下とすること

ア) 小区間とは30～40m程度とする。

イ) 道路の縦断勾配が屈曲する箇所には、縦断曲線をもうけるものとする。

③ 交差

ア) 交差箇所は、道路の区分に応じて適切な間隔をとること。（道路構造令の解説と運用）

イ) 交差角は、原則として直角又は直角に近い角度（75°以上。やむを得ない場合でも60°以上）とすること。（道路構造令の解説と運用）

ウ) 交差点部は、原則として、くいちがい交差や折れ足交差は、避けるものとする。（道路構造令の解説と運用）

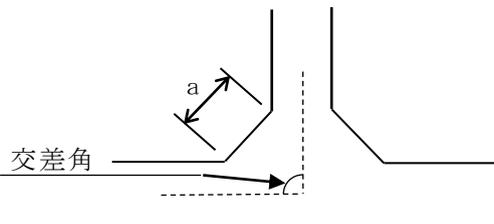
エ) 平面交差は、原則として、同一平面で5枝以上交差させてはならない。（道路構造令第27条）

オ) 平面交差における隅切り長は、道路の幅員に応じて次表によるものとする。ただし、開発許可制度の適用を受けないものについては、和歌山県道路位置指定に関する指定基準による。

カ) 交差箇所は、原則として両側に隅切りを設置すること。（省令第24条第6号）

隅切り長 (a)

(単 位 : m)

道路幅員	4 m以下	6 m以下	8 m以下	10m以下	12m以下	15m以下	20m以下
4 m以下	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2			
6 m以下	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4
8 m以下	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4
10 m以下	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4
12 m以下		5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	6 8 5	6 8 5
15 m以下		5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	8 10 6	8 10 6
20 m以下		5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	8 10 6	10 12 8
<p>備 考</p> <p>上 段 : 交差角 90度前後</p> <p>中 段 : 交差角 60度以下</p> <p>下 段 : 交差角 120度以上</p> 							

※上表は開発許可制度の解説抜粋

キ) 幹線及び補助幹線道路の交差点取付け部の縦断勾配は、2.5%以下の緩勾配とし、その最小区間長は20mとする。ただし、地形の状況その他特別な理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

ク) 大規模開発行為での道路の交差についての計画及び施工については、交差する既存道路の管理者と道路管理予定者及び所轄の警察署と協議しなければならない。ただし、開発区域内の区画道路と区画道路の交差及び区画道路と補助幹線道路の交差の場合は、この限りではない。

④ 横断勾配

道路には適当な値の横断勾配を付すこと。（省令第24条第1項）

ア) 道路の横断勾配は、次表によるものとする。ただし、片勾配を付す場合は、この限りでない。

（道路構造令第24条）

路面の種類	横断勾配
アスファルト又はコンクリート舗装	1.5%以上 2.0%以下

イ) 道路の曲線部分には原則として、その曲線半径に応じた片勾配を付す。

ロ) 片勾配のすり付けは、緩和区間で行うこと。

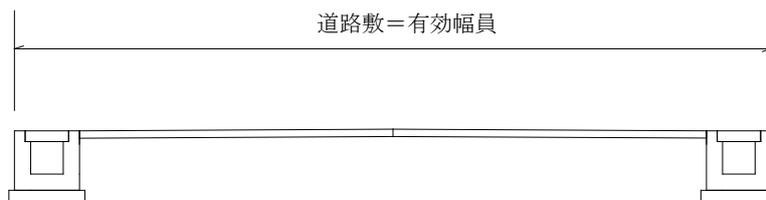
⑤ 道路の区域

・道路敷と道路幅員の関係は、次に掲げる図を標準とする。

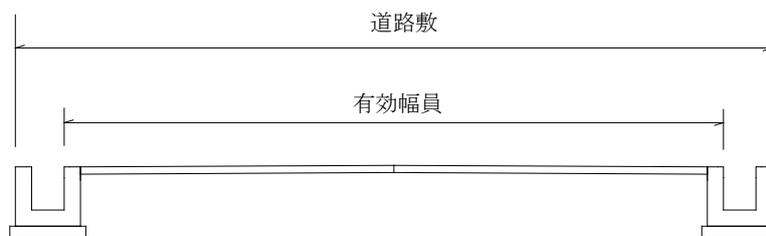
※ 電柱、カーミラー等を設置する場合は、道路幅員内に入れないこと。

※ 道路に面した宅地側法面には、土砂流出防止策を実施すること。

ア) U型側溝（蓋設置）の場合



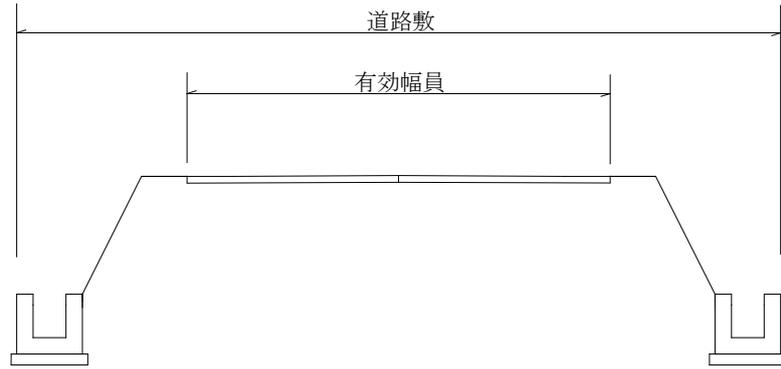
イ) U型側溝（蓋無し）の場合



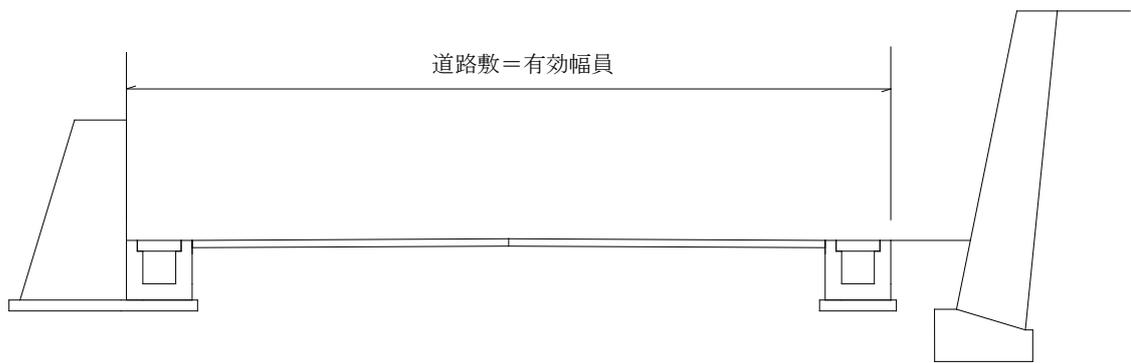
ロ) L型側溝の場合



エ) 盛土の場合

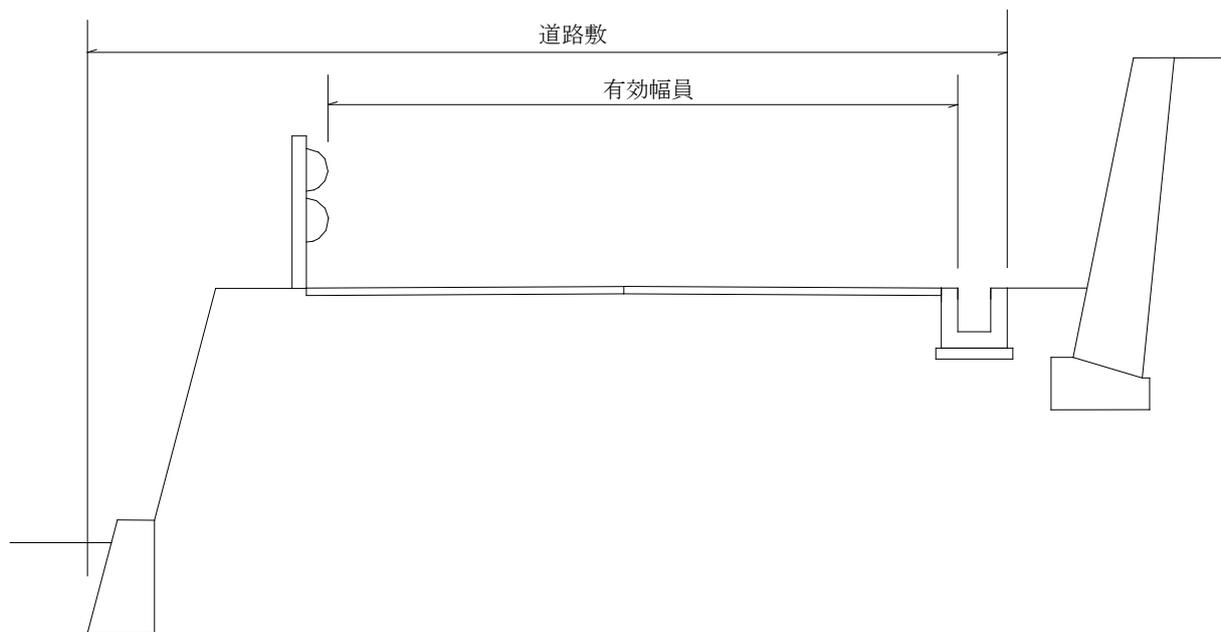


カ) 切土の場合



※道路敷に宅地のブロック積の基礎を入れないこと

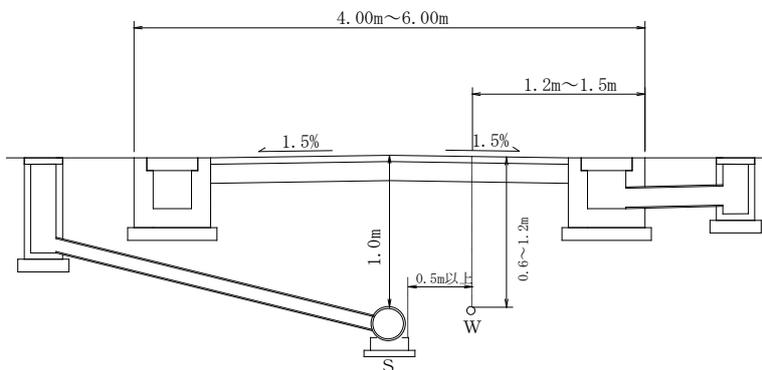
カ) 防護柵を設ける場合



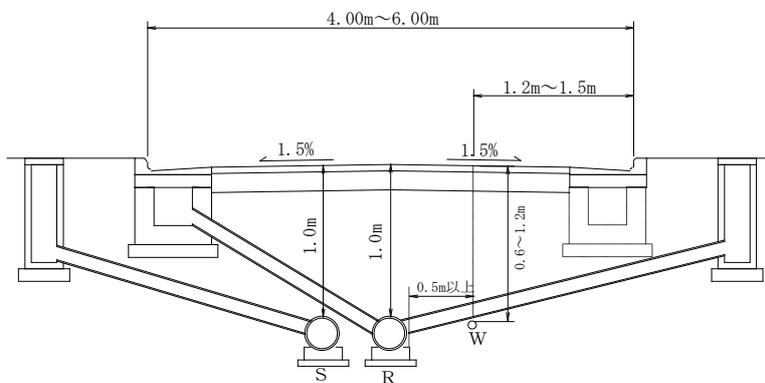
※道路敷に宅地のブロック積の基礎を入れないこと

・道路の標準断面は、次に掲げる図を標準とする。

ア) U型側溝の場合



イ) L型側溝の場合



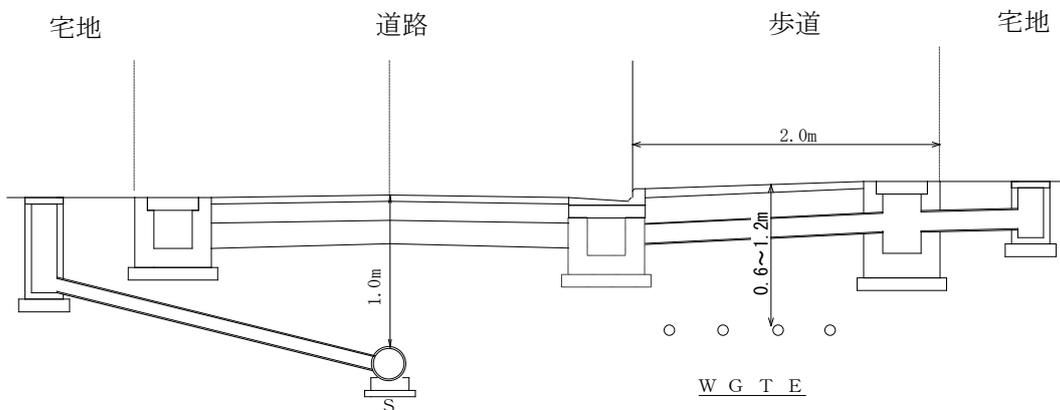
S : 汚水管、R : 雨水管

W : 上水道、G : ガス、T : 電話、E : 電気

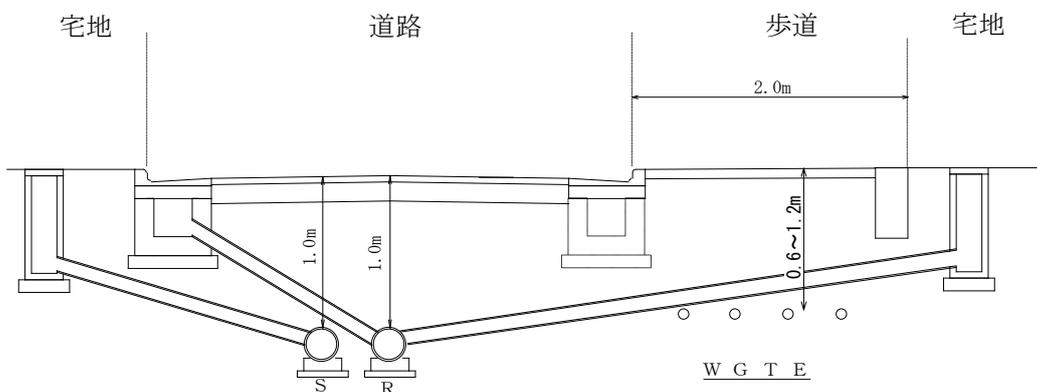
※地下埋設物について、これによりがたい場合は道路管理者と別途協議を行うこと。

・歩道を設ける場合の道路の標準断面は、次に掲げる図を標準とする。

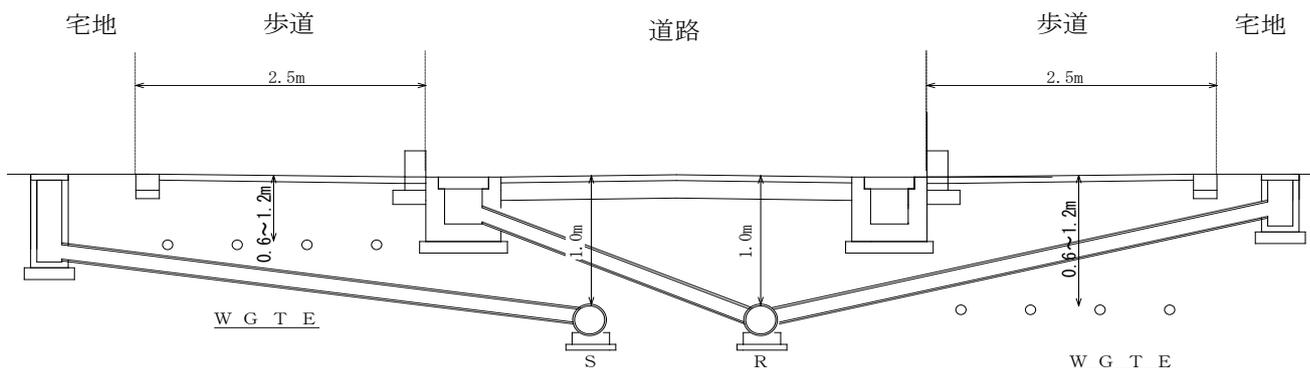
ア) マウンドアップ型歩道
(雨水管なし)



(雨水管あり)



イ) フラット型歩道



S : 汚水管、R : 雨水管

W : 上水道、G : ガス、T : 電話、E : 電気

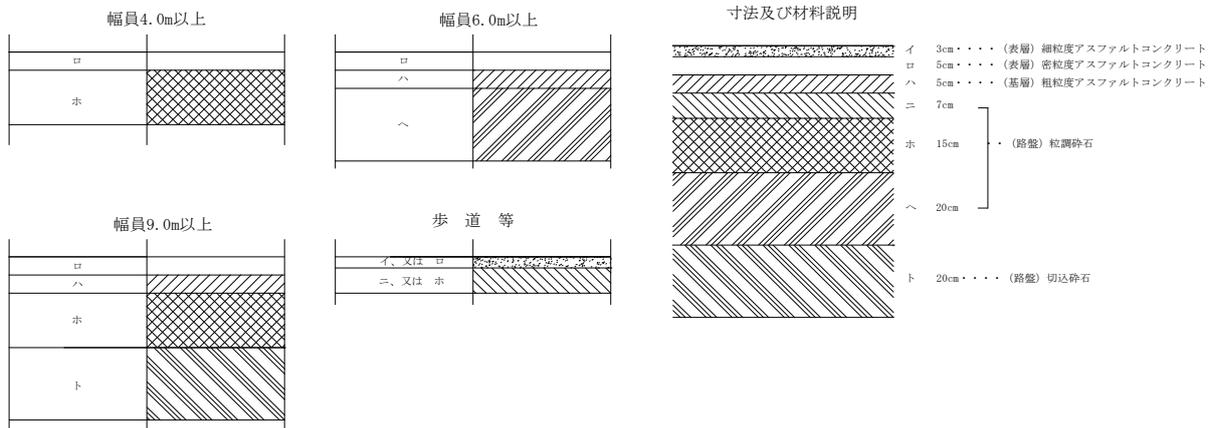
※地下埋設物は、歩道を有する道路にあっては、出来る限り歩道内に埋設すること。

※地下埋設物について、これによりがたい場合は道路管理者と別途協議を行うこと。

⑥ 舗装

- ア) 道路の構造は、日本道路協会「舗装設計施工指針」等アスファルト舗装要綱による設計CBR値を求め舗装構成を決定すること
- イ) 前号の規定に関わらず、アスファルト以外の舗装材を用いる場合は、市長の承認を得ること。

・道路の断面構成は、次に掲げる図を標準とする。



(5) 側溝等の設置

- ① 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠、その他適当な施設が設けられていること。(省令第24条第2項)
- ② U型側溝を設置する場合は、次によるものとする。
- ア) 側溝の断面は、開発区域内の計画雨水量及び区域外からの流入水により決定することとし、原則内法 300mm×300mm 以上とする。
- イ) 道路幅員内に設置する場合は、原則として落蓋側溝とし、コンクリート蓋 (T-25) を設置し、維持管理のためグレーチング (T-25) を 10m に 1 箇所 (L=0.5m) 程度の割合で設置する。
- ウ) 側溝は、原則として J I S 規格もしくは同等品を使用する。屈曲する部分においても J I S 規格もしくは同等品を使用し、かつ、蓋も J I S 規格もしくは同等品をコンクリートカッター等で切断し使用する。
- エ) 道路横断については、横断管渠工とし、原則として表層厚以上の土被りとする。
- オ) 集水柵は、会合箇所、側溝断面の変化点に設置する。
- カ) 集水柵の構造は、内法 500 mm×500 mm 以上の角型のコンクリート製とし、底部には、15 cm 以上の泥だめを設け、開閉式グレーチング (T-25) を設置する。なお、グレーチングの寸法が 800 mm×800 mm 以上の場合は、観音開きとする。
- ③ L型側溝を設置する場合は、次によるものとする。
- ア) 雨水管を新設又は既存の雨水管がある場合に使用できるものとする。
- イ) 道路幅員、歩道の有無等を考慮して、250B型・300型・都市計画型等の既製品を使用する。
- ウ) 道路排水の雨水柵は、20m 程度の間隔で設置する。雨水柵は円形もしくは角形のコンクリート又は鉄筋コンクリート造りとし、内径又は内法を 50 cm、深さを 100cm 程度とする。底には 15 cm

以上の泥だめを設ける。

エ) 取付管等に関しては、雨水管渠の取付に準拠すること。

- ④ 側溝等の最小勾配は、0.3%程度とする。
- ⑤ コンクリート蓋を設置する場合は、騒音防止のためのクッション材等を設置すること。
- ⑥ グレーチング等を設置する場合は、原則として細目、滑り止め加工を使用するものとし、ボルト固定とすること。
- ⑦ 特殊水路の専用清掃器具、グレーチングの脱着器具、コンクリート蓋の脱着器具等側溝の維持管理に関して専用器具等を必要とする場合は、事業者の費用負担により調達し、市担当部署に設置すること。

(6) 歩 道

- ① 開発区域内の幹線及び補助幹線道路には、原則として歩道を設けるものとし、車道と歩道は縁石、柵等の工作物により分離すること。 **(省令第24条第7号)**
- ② 有効幅員は2m以上とし、植樹帯を設ける場合は1.5m、植樹柵を設ける場合は1.0mを加算する。
- ③ 交差点部の植樹柵等は、視距を妨げない位置とする。
- ④ 植樹柵等の設置間隔は、別途市長と協議により定めるものとする。
- ⑤ 横断勾配は、1.5%を標準とする。
- ⑥ 各層の舗装構成は、表層4cm(細粒度アスコン(13F))、路盤工10cm(RC-40又はM30)とすること。ただし、乗り入れ部については表層5cm、路盤工15cm(RC-40)とする。
- ⑦ 歩道の構造は、原則として、縁石等で車道と分離したフラットタイプとし、歩車道境界ブロックの使用に当たっては、次の事項に留意する。

ア) ブロックの設置高さ

- (a) 市街部の道路及び(b)以外の道路 20cm
- (b) 橋梁部、トンネル部その他特に危険の予想される区間 25cm

イ) 使用ブロック

設置高	使用ブロック
	フラット型
20cm	両面 R (h=300)
25cm	両面 R (h=350)

⑧ 交差点部、横断歩道箇所及び宅地等の出入口では、必要区間において、歩道、縁石等の切下げを行う。なお、切下げについては、次の事項に留意すること。

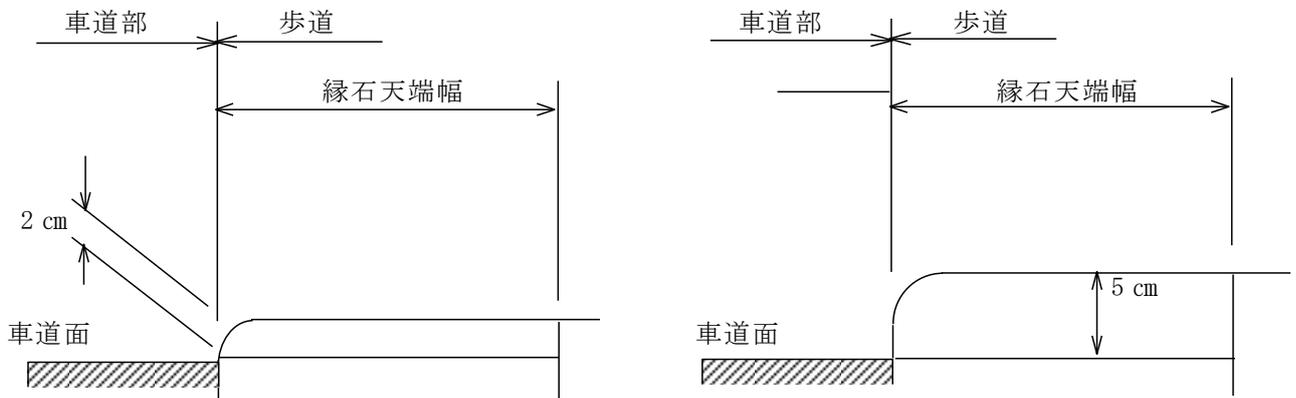
ア) 縁石等の切下げの構造は、次表を標準とする。

歩車道境界部の位置	縁石等の切り下げの構造
交差点・横断歩道部	<ul style="list-style-type: none"> ・切下げブロック又はL型側溝切下げ用を使用しすりつける。 ・歩道等と車道等の段差は2 cm以下とする。
車道乗り入れ部	<ul style="list-style-type: none"> ・切下げブロックを使用しすりつける。 ・歩道等と車道等の段差は5 cm以下とする。

縁石の構造例

交差点・横断歩道部

車道乗り入れ部



イ) 歩道を有する道路相互の交差点においては、交差点内からの自動車等の乗入れを防止するため、縁石、防護柵等を設置する。

ロ) フラットタイプで切下げがなく縁石等が連続して設置される場合は、歩道路面排水が処理できる構造とすること。

(7) 階段状道路の禁止 (省令第24条第4号)

道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(8) 袋路状道路の禁止 (省令第24条第5号)

道路は、防災の観点から環状道路とし、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

ア) 袋路状道路を設けることが出来る場合とは、地形、地物等により物理的に不可能である場合に限る。

イ) 行止まり先が比較的近い将来、他の道路と接続することが確実である場合

わ) やむなく袋路状道路とする場合は、幅員 6 m 以上を確保すること。ただし、事業区域面積が 1,000 m² 以下はこの限りではない。

※ 袋路状道路とは、道路の起点若しくは、終点のいずれか一方のみが公道に接続している道路をいう。

(9) 交通安全施設等の設置

① 開発区域内外の道路が次の各号に該当する場合は、交通安全施設（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 31 条による「交通安全施設」）及び防護施設（道路構造令第 33 条による「防護施設」）を設置する。

ア) 道路がガケ面又は河川、鉄道、水路等に接している箇所

イ) 道路が屈曲し通行の安全のため必要とする箇所

ウ) 歩行者、通行車両及び住民の安全のため必要とする箇所

② 幹線及び補助幹線道路には、原則として道路照明施設を設置するものとし、その規格及び設置間隔等については、道路管理者等と協議し定めるものとする。

(10) 接続道路等

① 開発区域内の主要な道路は、次表による幅員以上の事業区域外道路に接続していること。ただし、開発区域の周辺の道路の状況により、車両の通行に支障がないと認められる場合に限り、特例値まで縮小することが出来る。

接 続 道 路 の 幅 員 （政令第 25 条第 4 号）

開発行為の目的	区域外接続道路の幅員	
	規 定 値	特 例 値
主として住宅の建築を目的とするもの	6.5m	4.0m
上 記 以 外	9.0m	6.0m
備考 主として住宅の建築の用に供する開発行為以外の大規模開発行為にあつては、区域外接続道路の幅員を 9.0m 以上とする。ただし、上記によりがたい場合は、有効幅員 6.0m 以上の国道、県道又は市道で将来幅員 9.0m 以上に拡幅することが確実に認められるものへ接続していること。		

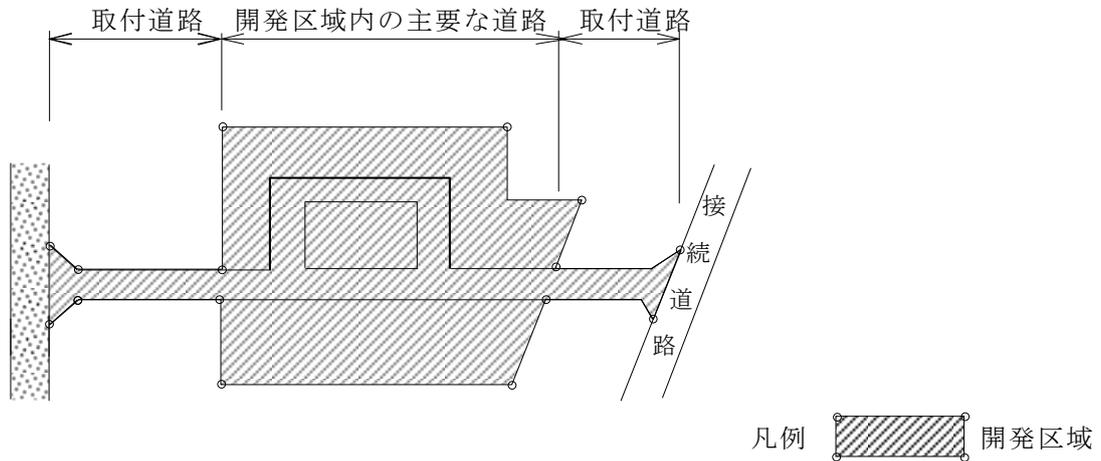
※ 道路拡幅計画がある道路に接続させる場合、接続について道路管理者と別途協議を行うこと。

※ 開発区域の周辺の道路（接続道路）の幅員が規定値を満たしていない場合については、特例値以上とする。

② 条例第19条1号イの市長が必要と認めた場合とは、次の各号の場合とする。

- ア) 接続する道路の周辺に既に建物が立ち並んでいるなど拡幅が困難な場合
- イ) 河川、がけ等地形上拡幅が困難な場合

③ 大規模開発行為の取付道路は、開発区域内の主要な道路の延長上に配置するとともに、その幅員を9.0m以上とすること。



※1 取付道路の工事に係る部分は、開発区域に含まれる。

※2 1 ha を越える開発行為にあつては、2 個所以上の道路（近い将来開通が確実である道路を含む）に接続するように計画すること。ただし、災害の恐れがなく防災上必要がない場合を除く。

(11) 法面工

道路施設として法面工を設置する場合の構造については宅地防災マニュアル、道路土工（日本道路協会）等の関係法令等に準拠し、法面部は道路敷地内とすること。

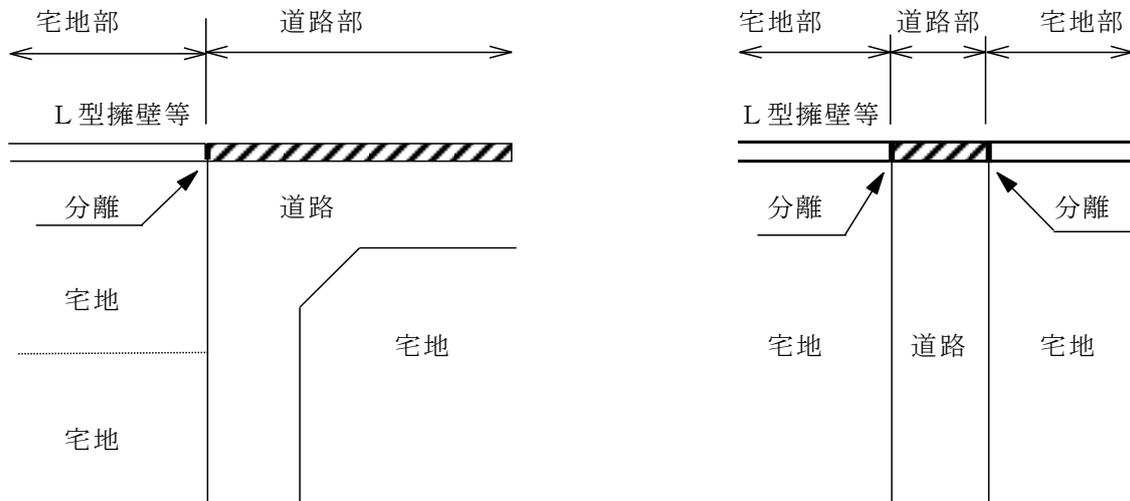
(12) 擁壁等

道路施設として又は水路に近接して擁壁等を設置する場合の構造については宅地防災マニュアル、道路土工（日本道路協会）等の関係法令等に準拠すること。また道路施設として設置する構造物は道路敷地内とすること。

道路の擁壁と宅地の擁壁は、構造上分離できるものとする。

ただし、上記によりがたい場合は道路管理者と別途協議を行うこと。

(設置例)



(13) 道路反射鏡

開発区域内にカーブミラーを設置する場合は、カーブミラー用地を設け、分筆して市に帰属すること。

カーブミラー用地の面積は、道路反射鏡の標準基礎寸法の最大基礎幅（50 c m四方）以上とする。鏡部分は、民地に侵入しないよう道路側に出るよう設置すること。

カーブミラー用地付近に電力柱や電信柱等（以下「電柱等」という。）を設置する場合、カーブミラー用地に電柱等を設置し鑑部分を添加するよう計画すること。この場合、電柱等設置者から道路占用料を徴収する。

開発区域外の既読道路に設置する場合は隣接同意を得ること。

上記、設置条件以外で、市長が特に認めた場合はこの限りでない。（特例規定）

※特例規定例:個人地に設置されてあった物が、道路拡幅等により設置する場所が無くなった場合。

3 公園等

(1) 公園等の区別

開発行為により設置する公園等の区別は、次表のとおりとする。

公園	主として戸外における休息、観賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するための施設を設ける公共空地をいう。
緑地	地域間相互の緩衝もしくは緊急時における避難用又は主として歩行者の快適な通行の用に供するため設ける公共空地をいう。 緑地は、原則申請者管理帰属となる。
広場	主として集会、行事等住民相互の交流及び記念等の用に供することを目的として設ける公共空地をいう。

(2) 公園等の配置

- ① 公園等は、それぞれの目的及び利用者の年齢等を考慮し、その規模等を定め有効に利用できるよう適切に配置すること。
- ② 公園等は、原則として道路に接するように配置する。ただし、自動車交通量の多い道路を避けるものとする。
- ③ 以下に該当する場合は、公園、緑地等の面積を縮小し、あるいは設置しないことができるものとする。**(政令第25条第6号)**
 - ア) 開発区域の周辺に既設の公園があり、次の各条件に合致し、居住者が支障なくその公園を利用できる場合。ただし、2,500㎡未満の公園を除く。
 - (a) 既存の公園の誘致圏に開発区域全域が含まれること。(都市公園の種類及び誘致距離に準じる。)
 - (b) 既存の公園の面積が、開発区域を含む誘致圏面積の3%以上であること。
 - イ) 予定建築物の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物の用途及び敷地の配置を勘案して、十分な空地が確保され、防災、避難活動上支障がないと認められる場合。

(3) 公園等の規模

公園等の規模は、次表に掲げるものを標準とする。(政令第25条第6号、第7号)

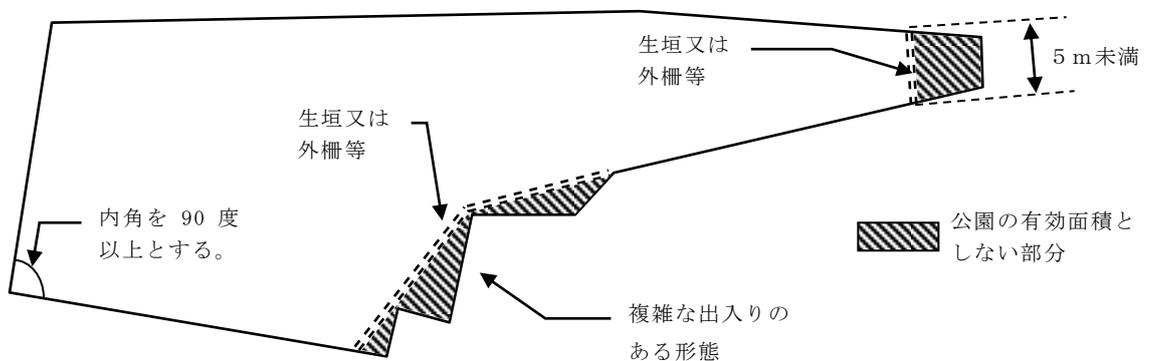
開発区域の面積	公園等の面積	公園等の種別 及び箇所数等
0.3ha以上 ~ 1.0ha未満	開発区域面積の 3%以上	公園、緑地、広場 1箇所にとめること(最低150㎡以上)
1.0ha以上 ~ 5.0ha未満		公園、緑地、広場 公園は1箇所あたり300㎡以上
5.0ha以上 ~ 20.0ha未満		公園、緑地、広場 1,000㎡以上の公園1箇所以上 その他の公園は1箇所あたり300㎡以上
20.0ha以上		公園、緑地、広場 1,000㎡以上の公園2箇所以上 その他の公園は1箇所あたり300㎡以上

※住宅の建築を目的とする開発行為の場合は、公園に限る。(条例第19条第1項第2号)

(4) 公園等の立地条件

- ① 公園は、低湿地、急斜面、急法敷等の未利用地、高压送電線下等の利用に障害及び危険となる場所を避ける。
- ② 公園には、道路、河川等公園以外の目的をもつ土地を含まない。
- ③ 公園は、十分な面をもって公道に接し、公道から公園内全体が見通すことが出来る形状であること。
- ④ 公園は正方形、長方形等のまとまりのある整形な土地であること。ただし、やむなく屈曲又は狭長な形態とする場合は、敷地幅が5m未満となる部分を除外して生垣又は外柵等を設置すること。同様に、複雑な出入りのある形態とする場合は、当該部分を直線又は緩やかな曲線で覆う形態で生垣又は外柵等を設置すること。なお、当該部分は公園敷地として帰属の対象となり得るが、有効な公園敷地の面積としない。

公園の形態と面積



- ⑤ 公園は区域の90%以上について、勾配2%未満の土地であること。
- ⑥ 緑地又は広場については、別途市長と協議するものとする。

(5) 公園等の構造

- ① 公園は遊戯施設等の施設が有効に配置でき、かつ、有効に利用できる形状とする。また、公園敷地の面積には勾配が25%以上の法面等は算入しない。(省令第25条第3号)
- ② 公園及び広場の排水施設は、地形及び整地の状況を勘案して、暗渠排水、集水柵、管渠及びU型側溝等を周囲に設置し、適切な流末に接続する。(省令第25条第4号)
- ③ 公園は周囲の状況等を勘案し、安全上特に支障がないと認めるときを除き、さく、車止め等を設置すること。
- ④ 公園及び広場敷地の境界は、生垣又は外柵等もしくは境界ブロック等により区画を明確にすることとし、これらの施設は公園以外の部分と縁切りを行なうこと。
- ⑤ 外柵等については高さ120cm以上の横断・転落防止柵又はメッシュフェンスとするものとし、その線形は鋭角を形成してはならない。
- ⑥ 出入り口の幅は、400 cm以上とし、車止めについては、鍵付の脱着可能なものであって維持管理の上で支障のない形状及び設置位置(間隔は90cm以上)とする。
- ⑦ 公園の境界は、境界プレート又は境界杭等で示すこと。
- ⑧ 1,000 m²以上の公園には出入口を2箇所以上設置する。(省令第25条第1号)
- ⑨ 緑地の幅員は、原則として1.0m以上とし、コンクリートウォール・境界ブロック等で緑地としての形態を明確にし設置するものとし、その管理に関して別途協議を行うこと。
- ⑩ 公園には遊戯施設及び修景施設を設置しなければならない。
 - ア) 公園に設置する遊戯施設又は修景施設は以下のとおりとし、利用者の利便性を高めるものとする。

遊戯施設・・・すべり台、ブランコ、鉄棒、複合遊具等

修景施設・・・ベンチ、水飲み場、四阿、あずまや等
 - イ) 遊戯施設は、公園1箇所につき3種類以上を設置すること。また、修景施設については、公園1箇所50 m²につきベンチ1基以上を必ず設置するものとし、その他の修景施設については、協議により公園規模及び用途に応じて設置すること。
- ⑪ 300 m²以上の公園には、防犯のため照明灯を設置すること。
- ⑫ 公園の擁壁と宅地の擁壁は、構造上分離できるものとする。
- ⑬ 公園内にやむを得ず占用物件(防火水槽、電柱等)を設置する場合は、事前に協議すること。

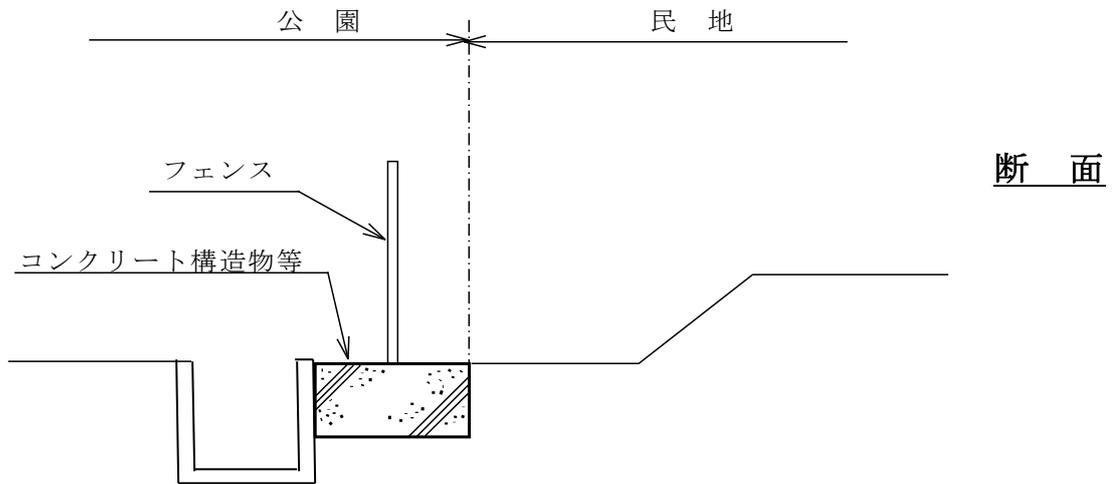
※ 占用に関し市長が認める場合とは、都市公園法に基づく占用の許可が可能な工作物で、周辺の状況により、公園内に設置することがやむを得ない場合とする。

※ 以上の項目の他に都市公園法及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針について」(平成14年3月31日付け公園第315号国土交通省公園課長通知)を基本とし、(社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準(案)」を参考にし、遊具の安全確保を図ること。

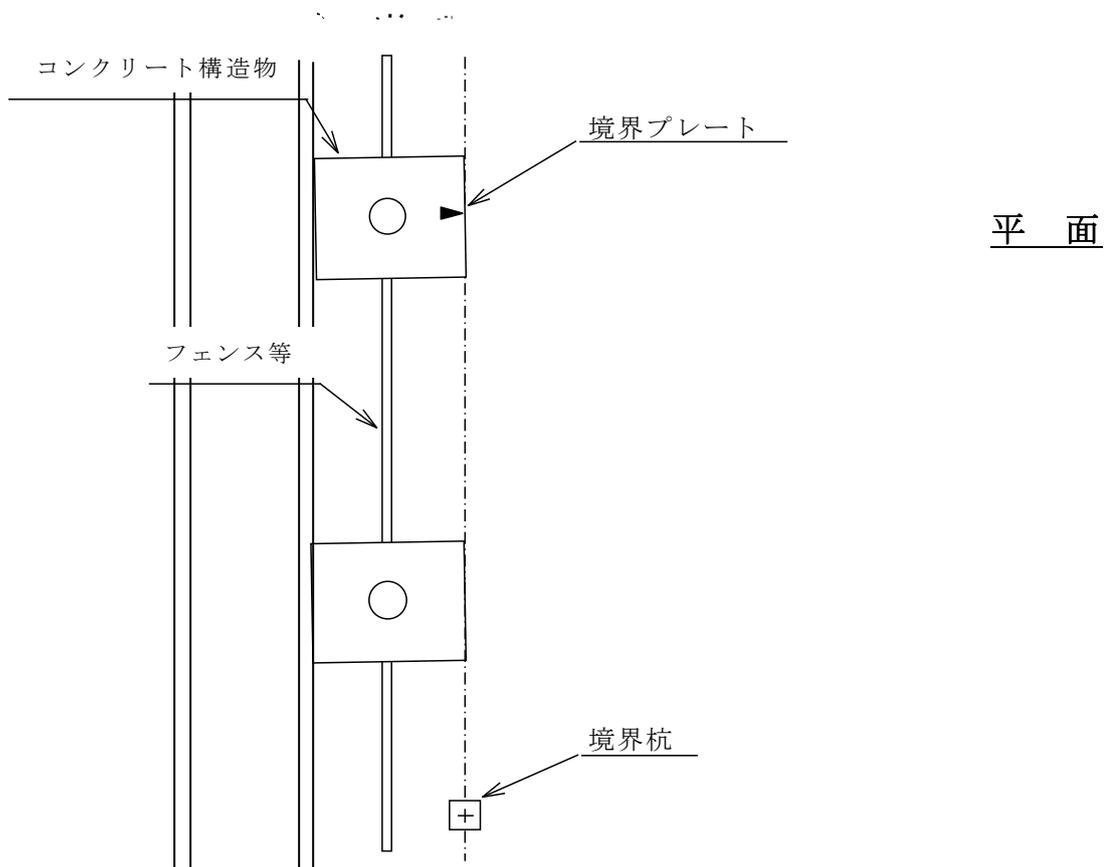
また、公園施設設計にあたっては、「和歌山県福祉のまちづくり条例」を遵守すること。

・公園と民地と境界について

(設置例)



断面



平面

禁止事項

申請者管理帰属の公園等の敷地内においては、看板、広告等の設置をすること、また公園等用地を駐車場にすることはできない。

4 水路

(1) 水路の設計基準

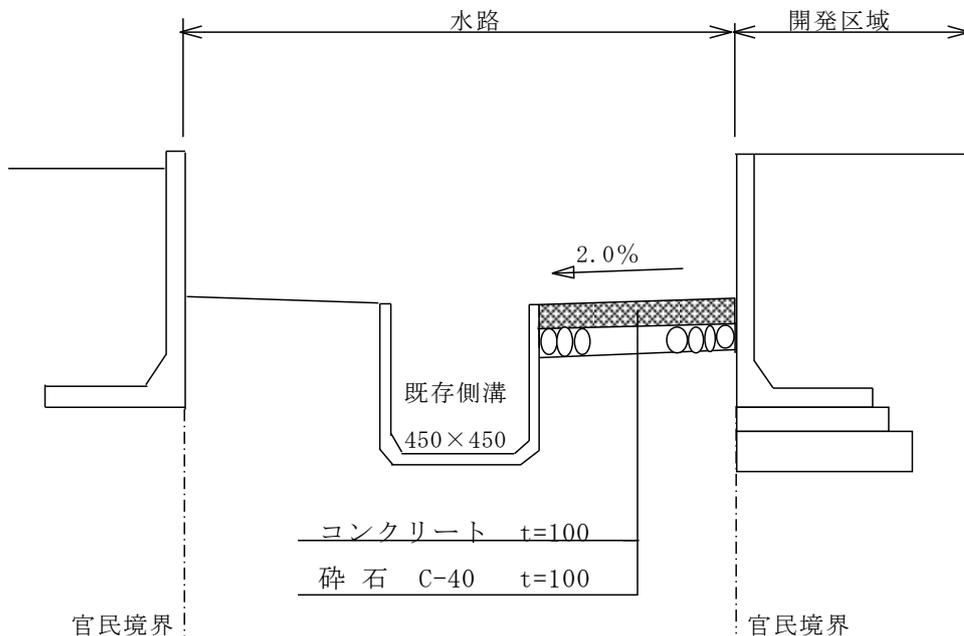
① 開発区域内の水路

- ア) 水路の設計は、河川管理施設等構造令及び下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会発行）等に準拠すること。
- イ) 水路の断面は、U型側溝（450型）を標準とするが、現況の流下能力を確保すること。
- ウ) U型側溝は、維持管理上から蓋を設置しないこと。
- エ) 道路横断部の構造は、函渠とし前後に集水柵を設置すること。
- カ) 水路の終点、合流点及び断面の変化点には集水柵を設置すること。
- キ) 水路敷地の内、U型側溝以外の部分は、維持管理上原則としてコンクリート張り仕上げとすること。
- ク) 水路と道路に段差が生じる場合は、転落防止の施設を設置すること。
- ケ) 上記によることが適当でない場合は、別途管理予定者と協議すること。

② 開発区域に隣接する水路

周辺環境の整備を行うものとし、別途に各管理者と協議すること。

（整備例）



(2) 調整池の設計基準

調整池の設計は、防災調整池等技術基準（案）（社団法人日本河川協会発行）、流域貯留施設等技術指針（案）（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会発行）開発計画に伴う調整池技術基準（案）（和歌山県土木部河川課）に準拠することとし、詳細について別途に管理予定者と協議すること。

5 排水施設

(1) 排水施設の設計の原則

排水路、その他の排水施設が次に掲げる事項を勘案して開発区域内の下水道法第2条第1号に規定する下水を有効に排出するとともにその排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を起こさないよう下記の各号を勘案の上、構造及びその能力を備えた施設を配置しなければならない。ただし、岩出市公共下水道に接続する排水施設の設計は岩出市開発事業に関する条例施行規則第20条第1項第1号及び2号に準ずること。

- ① 開発区域の規模及び形状
- ② 開発区域内外の土地の地形及び地盤の性質
- ③ 予定建築物又は特定工作物の用途
- ④ 予定建築物等の敷地の規模及び配置
- ⑤ 降雨の状況及び放流先の状況

(2) 計画排水量

排水管渠は、下記水量を有効に排出できるものでなければならない。

管 別	計 画 値	備 考
汚水管渠	計画時間最大汚水量	計画日最大汚水量の1時間当りの30%～80%増し
雨水管渠	計 画 雨 水 量	
合流管渠	計 画 下 水 量	計画時間最大汚水量に計画雨水量を加えたものとする。

(注) 計画1日最大汚水量＝1人1日最大汚水量×計画人口であり必要に応じて地下水量と工場廃水量、その他を加算したものをいう。

1人1日最大汚水量＝その地域の下水道計画の1人1日最大給水量

(3) 計画雨水量の算定

ピーク流量の算定は合理式（ラショナル式）を用いる。

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q……計画雨水量（m³/sec）

C……流出係数（原則として開発前0.7、開発後0.9、水面1.0とする。）

I……降雨強度（mm/hr）和歌山県管内確率降雨強度の算定（県河川課資料）により適正値を採用する。

又、平坦地において、下水道計画区域についてはその計画降雨強度を用い、その他の区域は、1/10確率以上の計画とする。

(注) 降雨強度は、流達時間内強度を用いること。

A……集水面積（ha）

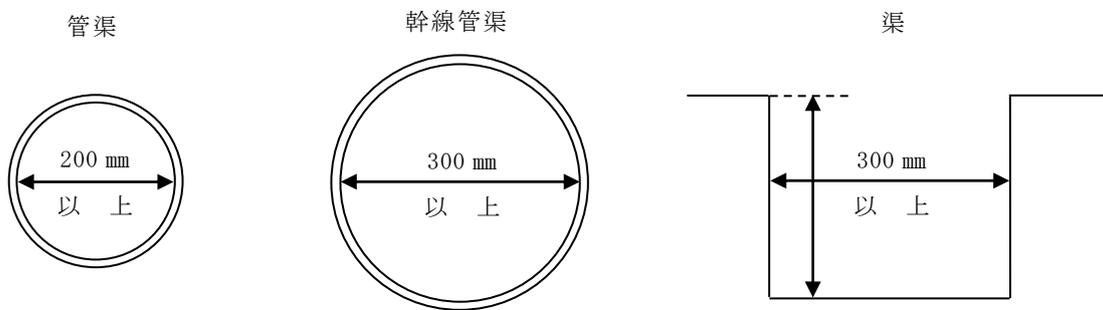
(4) 開発地域外の排水施設との接続

開発区域の排水は放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して、区域内の排水を有効かつ適切に排出させるよう放流先の施設に接続しなければならない。
この場合、放流先の施設が未整備又は排水能力が不足する等により放流に支障がある場合は、防災調整池等を設けるものとする。

(注) 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む）以外の下水は原則として暗渠排水とする。

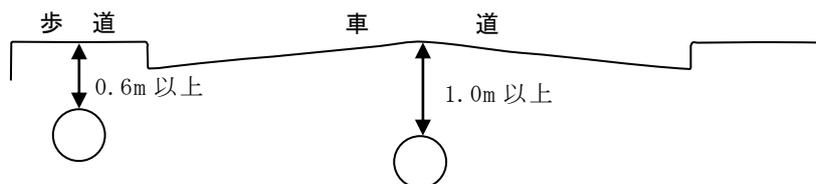
(5) 排水施設の構造

管渠の最小管径は污水管渠にあつては 20 c m、雨水管渠及び合流管渠にあつては 25 c m 以上とすること。ただし、幹線管渠については 30 c m 以上とし、渠についてはその断面を 30 c m 以上とすること。



(6) 排水管の土被り

排水管の土被りは、車道で 1.0m 以上とし、歩道にあつては 0.6m 以上とすること。ただし、土被りが 3 m 以上の場合は管の安全に対する計算書を添付すること。ただし、これによりがたい場合は道路管理者と別途協議を行うこと。



〔管渠基礎工図表〕

R C 1 種 標 準 タ イ プ			
切 土 部		盛 土 部	
土 被	管 基 礎	土 被	管 基 礎
0.6m 未満	360° 巻	0.6m 未満	360° 巻
0.6m～4.5m	180° 巻	0.6m～2.8m	180° 巻
4.5m 以上	360° 巻	2.8m 以上	360° 巻

φ = 1.0m 以上については国土交通省標準図を参照のこと。

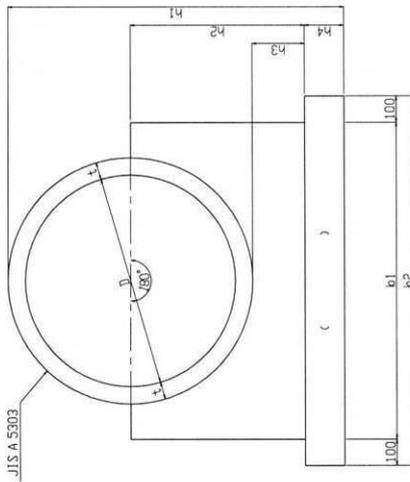
02-PH-02 (P2- () -D ()) -H12 (管種) (管径) (制定年度)

設計条件

コンクリート設計基準強度 基準 鋼筋 $f_{ck}=18\text{N/mm}^2$

暗きよーパイプカルバート

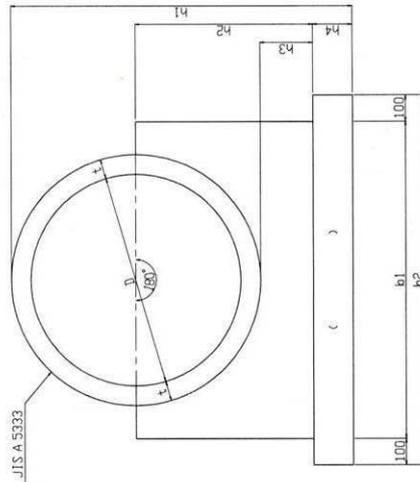
P2-RC型



P2-RC型 (パイプカルバート: 180° 固定基礎: 遠心力耐コンクリート管) 寸法および材料表

記号	寸		径 (単位mm)										材		表 (10m当たり)		備																																																																																						
	D	t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	h5	h6	h7	h8	h9	h10	h11	h12		h13	h14	h15	h16	h17	h18	h19	h20	h21	h22	h23	h24	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32	h33	h34	h35	h36	h37	h38	h39	h40	h41	h42	h43	h44	h45	h46	h47	h48	h49	h50	h51	h52	h53	h54	h55	h56	h57	h58	h59	h60	h61	h62	h63	h64	h65	h66	h67	h68	h69	h70	h71	h72	h73	h74	h75	h76	h77	h78	h79	h80	h81	h82	h83	h84	h85	h86	h87	h88	h89	h90	h91	h92	h93	h94	h95	h96	h97	h98
P2-RC-D200	200	27	500	700	504	230	100	150	0.889	4.600	7.000	5.0	JIS A 5303 遠心力耐 コンクリート管専用																																																																																										
P2-RC-D250	250	28	550	750	556	260	100	150	1.041	5.200	7.500	5.0																																																																																											
P2-RC-D300	300	30	600	800	610	280	100	150	1.171	5.600	8.000	5.0																																																																																											
P2-RC-D350	350	32	650	850	664	310	100	150	1.330	6.200	8.500	5.0																																																																																											
P2-RC-D400	400	35	700	900	770	350	100	150	1.489	6.800	9.000	4.1																																																																																											
P2-RC-D450	450	38	750	950	826	420	150	150	2.027	8.400	9.500	4.1																																																																																											
P2-RC-D500	500	42	800	1000	884	450	150	150	2.214	9.000	10.000	4.1																																																																																											
P2-RC-D600	600	50	900	1100	1000	500	150	150	2.576	10.000	11.000	4.1																																																																																											
P2-RC-D700	700	58	1050	1250	1166	610	200	150	3.774	12.200	12.500	4.1																																																																																											
P2-RC-D800	800	66	1200	1400	1282	670	200	150	4.592	13.400	14.000	4.1																																																																																											
P2-RC-D900	900	75	1350	1550	1564	790	200	200	5.473	14.600	15.500	4.1																																																																																											
P2-RC-D1000	1000	82	1450	1650	1564	790	200	200	6.041	15.800	16.500	4.1																																																																																											
P2-RC-D1100	1100	88	1600	1800	1726	890	250	200	7.821	17.800	18.000	4.1																																																																																											
P2-RC-D1200	1200	95	1750	1950	1840	950	250	200	8.968	19.000	19.500	4.1																																																																																											
P2-RC-D1350	1350	103	1900	2100	2006	1030	250	200	10.031	20.600	21.000	4.1																																																																																											
P2-RC-D1500	1500	112	2100	2300	2174	1120	250	200	11.710	22.400	23.000	4.2																																																																																											
P2-RC-D1650	1650	120	2350	2550	2390	1250	300	200	15.253	25.000	25.500	4.2																																																																																											
P2-RC-D1800	1800	127	2500	2700	2554	1330	300	200	16.621	26.600	27.000	4.2																																																																																											
P2-RC-D2000	2000	145	2800	3000	2790	1450	300	200	19.892	29.000	30.000	4.2																																																																																											

P2-PC型



P2-PC型 (パイプカルバート: 180° 固定基礎: コア式プレストレスコンクリート管) 寸法および材料表

記号	寸		径 (単位mm)										材		表 (10m当たり)		備																																																																																						
	D	t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	h5	h6	h7	h8	h9	h10	h11	h12		h13	h14	h15	h16	h17	h18	h19	h20	h21	h22	h23	h24	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32	h33	h34	h35	h36	h37	h38	h39	h40	h41	h42	h43	h44	h45	h46	h47	h48	h49	h50	h51	h52	h53	h54	h55	h56	h57	h58	h59	h60	h61	h62	h63	h64	h65	h66	h67	h68	h69	h70	h71	h72	h73	h74	h75	h76	h77	h78	h79	h80	h81	h82	h83	h84	h85	h86	h87	h88	h89	h90	h91	h92	h93	h94	h95	h96	h97	h98
P2-PC-D500	500	65	850	1050	930	470	150	150	2.405	9.400	10.500	2.5	JIS A 5333 コア式プレストレスト コンクリート管 (II型) 専用																																																																																										
P2-PC-D600	600	69	950	1150	1038	550	150	150	2.794	10.400	11.500	2.5																																																																																											
P2-PC-D700	700	71	1050	1250	1192	630	200	150	3.755	12.600	12.500	2.5																																																																																											
P2-PC-D800	800	75	1200	1400	1300	680	200	150	4.568	13.600	14.000	2.5																																																																																											
P2-PC-D900	900	80	1350	1550	1410	730	200	150	5.443	14.600	15.500	2.5																																																																																											
P2-PC-D1000	1000	85	1450	1650	1570	790	200	200	6.021	15.800	16.500	2.5																																																																																											
P2-PC-D1100	1100	90	1600	1800	1730	890	250	200	7.806	17.800	18.000	2.5																																																																																											
P2-PC-D1200	1200	95	1750	1950	1840	950	250	200	8.968	19.000	19.500	2.5																																																																																											
P2-PC-D1350	1350	100	1900	2100	2000	1030	250	200	10.031	20.600	21.000	2.5																																																																																											
P2-PC-D1500	1500	110	2100	2300	2170	1120	250	200	11.730	22.400	23.000	2.5																																																																																											
P2-PC-D1650	1650	120	2350	2550	2390	1250	300	200	15.253	25.000	25.500	2.5																																																																																											
P2-PC-D1800	1800	125	2500	2700	2550	1330	300	200	16.644	26.600	27.000	2.5																																																																																											
P2-PC-D2000	2000	135	2800	3000	2770	1450	300	200	20.024	29.000	30.000	2.5																																																																																											

注意事項

1. タイトル () 内に管種を記入すること。例えば遠心力耐コンクリート管の第2種を使用する場合はRC-2とする。
2. 基礎材の使用材料を図中 () 内に明記すること。
3. 型枠面積は、基礎コンクリート側面のみ計上した。
4. 管本面積は、基礎コンクリート側面に用いた車管長は、遠心力耐コンクリート管の場合、管径D200~350を2000mm、D400~1350を2430mm、D1500~2000を2360mmとし、コア式プレストレストコンクリート管の場合4000mmとした。
5. 継手形式は、別途考慮すること。
6. 弁口、吐口の構造を十分検討すること。

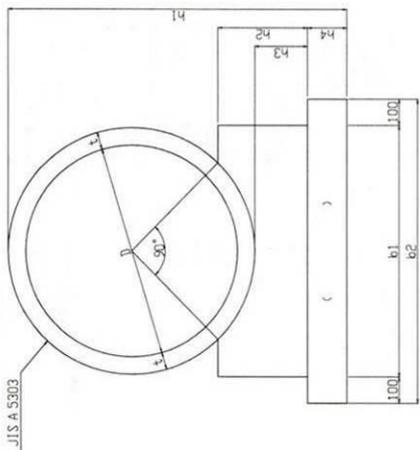
02-PH-01 (P1- () -D ())-H12
(管種) (型) (径) (制定年度)

暗きよーパイプカルバート

設計条件

コンクリート設計基準値 基礎 強度 $f_{ck}=18N/mm^2$

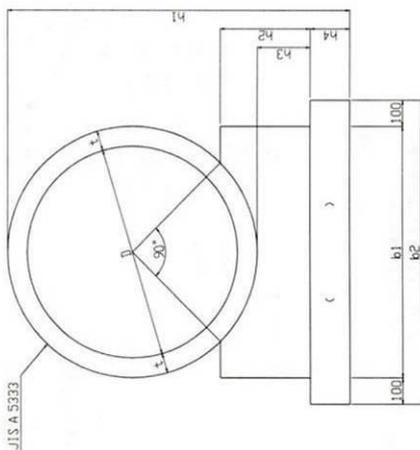
P1-RC型



P1-RC型 (パイプカルバート: 90° 固定基礎: 遠心力鉄筋コンクリート管) 寸法および材料表

記号	寸			径 (単位mm)				材		積		備	
	D	t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	コンクリート (m ³)	型	鉄筋 (m ²)		管本数 (本)
P1-RC-D200	200	27	400	600	504	140	100	150	0.509	2,800	6,000	5.0	JIS A 5303 遠心力鉄筋 コンクリート管使用
P1-RC-D250	250	28	450	650	556	150	100	150	0.597	3,000	6,500	5.0	
P1-RC-D300	300	30	500	700	610	160	100	150	0.688	3,200	7,000	5.0	
P1-RC-D350	350	32	550	750	664	170	100	150	0.784	3,400	7,500	5.0	
P1-RC-D400	400	35	550	750	770	220	150	150	1.048	4,400	7,500	4.1	
P1-RC-D450	450	38	600	800	826	230	150	150	1.171	4,600	8,000	4.1	
P1-RC-D500	500	42	650	850	884	240	150	150	1.298	4,800	8,500	4.1	
P1-RC-D600	600	50	750	950	1000	260	150	150	1.563	5,200	9,500	4.1	
P1-RC-D700	700	58	850	1050	1166	320	200	150	2.242	6,400	10,500	4.1	
P1-RC-D800	800	66	950	1150	1282	340	200	150	2.587	6,800	11,500	4.1	
P1-RC-D900	900	75	1050	1250	1400	360	200	150	2.947	7,200	12,500	4.1	
P1-RC-D1000	1000	82	1200	1400	1564	380	200	200	3.514	7,600	14,000	4.1	
P1-RC-D1100	1100	88	1300	1500	1726	440	250	200	4.550	8,800	15,000	4.1	
P1-RC-D1200	1200	95	1400	1600	1840	460	250	200	4.998	9,200	16,000	4.1	
P1-RC-D1350	1350	103	1600	1800	2006	480	250	200	5.929	9,600	18,000	4.1	
P1-RC-D1500	1500	112	1750	1950	2174	510	250	200	6.712	10,200	19,500	4.2	
P1-RC-D1650	1650	120	1900	2100	2390	580	300	200	8.428	11,600	21,000	4.2	
P1-RC-D1800	1800	127	2100	2300	2554	610	300	200	9.665	12,200	23,000	4.2	
P1-RC-D2000	2000	145	2300	2500	2790	640	300	200	10.903	12,800	25,000	4.2	

P1-PC型



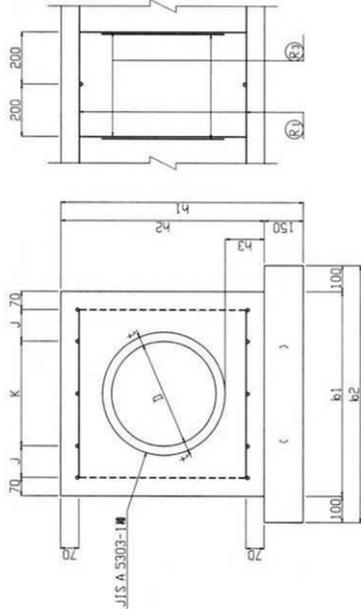
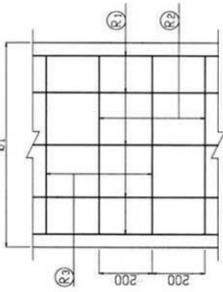
P1-PC型 (パイプカルバート: 90° 固定基礎: コアプレストレストコンクリート管) 寸法および材料表

記号	寸			径 (単位mm)				材		積		備	
	D	t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	コンクリート (m ³)	型	鉄筋 (m ²)		管本数 (本)
P1-PC-D500	500	65	650	850	930	250	150	150	1.307	5,000	8,500	2.5	JIS A 5333 コアプレストレスト コンクリート管 (H型) 使用
P1-PC-D600	600	69	750	950	1038	260	150	150	1.551	5,200	9,500	2.5	
P1-PC-D700	700	71	850	1050	1132	300	200	150	2.259	6,600	10,500	2.5	
P1-PC-D800	800	75	950	1150	1300	340	200	150	2.580	6,800	11,500	2.5	
P1-PC-D900	900	80	1050	1250	1410	360	200	150	2.942	7,200	12,500	2.5	
P1-PC-D1000	1000	85	1200	1400	1570	380	200	200	3.511	7,600	14,000	2.5	
P1-PC-D1100	1100	90	1300	1500	1730	440	250	200	4.528	8,800	15,000	2.5	
P1-PC-D1200	1200	95	1400	1600	1840	460	250	200	4.998	9,200	16,000	2.5	
P1-PC-D1350	1350	100	1600	1800	2000	480	250	200	5.933	9,600	18,000	2.5	
P1-PC-D1500	1500	110	1750	1950	2170	510	250	200	6.715	10,200	19,500	2.5	
P1-PC-D1650	1650	120	1900	2100	2390	580	300	200	8.428	11,600	21,000	2.5	
P1-PC-D1800	1800	125	2100	2300	2550	610	300	200	9.669	12,200	23,000	2.5	
P1-PC-D2000	2000	135	2300	2500	2770	640	300	200	10.921	12,800	25,000	2.5	

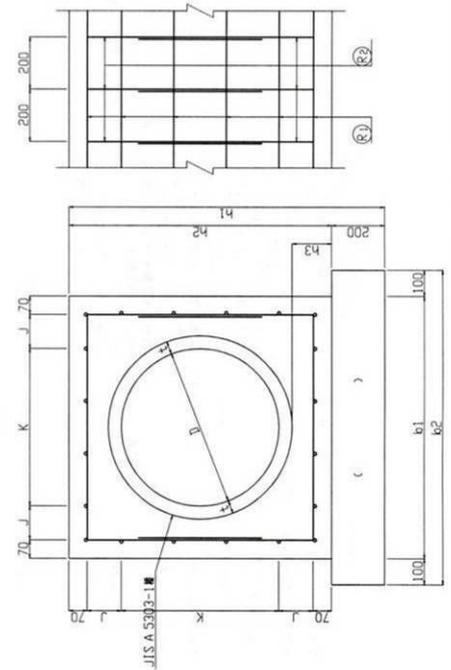
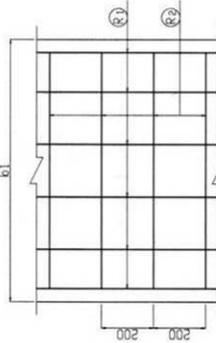
注意事項

1. タイトル () 内に管種を記入すること。例えば遠心力鉄筋コンクリート管の第2種を使用する場合はRC-2とする。
2. 基礎材の使用材料を区中 () 内に明記すること。
3. 型枠面積は、基礎コンクリート内側のみ計上した。
4. 管本数の計算に用いた単管径は、遠心力鉄筋コンクリート管の場合、管径D200~350を200mm、D400~1350を240mm、D1500~2000を230mmとし、コアプレストレストコンクリート管の場合100mmとした。
5. 継手形式は、別途考慮すること。
6. 呑口、吐口の構造を十分検討すること。

P3型



P4型



02-PH-03 (P () -D ()) -H12
(型) (径) (制定年度)
暗きょーパイプカルバート

設計条件

コンクリート設計基準強度	基礎	σ _{ck} =18N/mm ²
既設	規格	SD345

P3型 (パイプカルバート: 360・固定基礎) 寸法および材料表

記号	寸			法			材			表			規格										
	D	t	φ	b1	b2	h1	h2	h3	J	K	コンクリート (m ²)	型		材 (m ²)	高	厚 (mm)	コンクリート容積 (m ³)	単位重量 (kg/m ³)	重量 (kg)	形状	規格	重量 (kg)	
P3-D200	200	27	460	660	610	460	100	100	—	320K=2X160	9.200	1.609	9.200	6.600	5.0	—	—	—	—	—	JIS A 5303	5.522	13.084
P3-D250	250	28	520	720	670	520	100	100	—	380K=2X190	1.969	1.969	10.400	7.200	5.0	—	—	—	—	—	JIS A 5303	6.119	13.980
P3-D300	300	30	560	760	710	560	100	100	—	420K=2X210	2.118	2.118	11.200	7.600	5.0	—	—	—	—	—	JIS A 5303	6.517	14.577
P3-D350	350	32	620	820	770	620	100	140	200	2.498	2.498	12.400	8.200	5.0	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	7.114	17.462
P3-D400	400	35	780	980	930	780	150	120	400K=2X200	4.349	4.349	15.600	9.800	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	8.706	21.840
P3-D450	450	38	840	1040	990	840	150	150	400K=2X200	4.883	4.883	16.800	10.400	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	9.303	22.736
P3-D500	500	42	900	1100	1050	900	150	180	400K=2X200	5.421	5.421	18.000	11.000	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	9.900	23.281

P3型 鉄筋材料表

記号	原		方		鉄		筋		材		表		規格	
	種別	本数	単位重量 (kg/m)	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	長さ (mm)	重量 (kg)	形状		
P3-D200	D13	6	0.995	5.970	D13	5	320	0.995	1.592	D13	5	1110	0.995	5.522
P3-D250	D13	6	0.995	5.970	D13	5	380	0.995	1.991	D13	5	1230	0.995	6.119
P3-D300	D13	6	0.995	5.970	D13	5	420	0.995	2.090	D13	5	1320	0.995	6.517
P3-D350	D13	8	0.995	7.960	D13	5	480	0.995	2.388	D13	5	1430	0.995	7.114
P3-D400	D13	10	0.995	9.950	D13	5	640	0.995	3.184	D13	5	1750	0.995	8.706
P3-D450	D13	10	0.995	9.950	D13	5	700	0.995	3.483	D13	5	1870	0.995	9.303
P3-D500	D16	10	1.56	15.600	D13	5	760	0.995	3.781	D13	5	1990	0.995	9.900

P4型 (パイプカルバート: 360・固定基礎) 寸法および材料表

記号	寸			法			材			表			規格										
	D	t	φ	b1	b2	h1	h2	h3	J	K	コンクリート (m ²)	型		材 (m ²)	高	厚 (mm)	コンクリート容積 (m ³)	単位重量 (kg/m ³)	重量 (kg)	形状	規格	重量 (kg)	
P4-D600	600	50	1000	1200	1420	1000	150	130	600K=3X200	6.152	6.152	24.000	12.000	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	5.522	13.084
P4-D700	700	58	1220	1420	1420	1220	200	140	800K=4X200	9.654	9.654	24.400	14.200	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	6.119	13.980
P4-D800	800	66	1340	1540	1540	1340	200	—	1200K=6X200	11.134	11.134	26.800	15.400	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	6.517	14.577
P4-D900	900	75	1460	1660	1660	1460	200	160	1000K=5X200	12.657	12.657	29.200	16.600	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	7.114	17.462
P4-D1000	1000	82	1580	1780	1780	1580	200	120	1200K=6X200	14.323	14.323	31.600	17.800	4.1	—	—	—	—	—	—	JIS A 5303	8.706	21.840

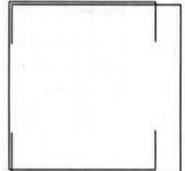
P4型 鉄筋材料表

記号	原		方		鉄		筋		材		表		規格
	種別	本数	単位重量 (kg/m)	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	長さ (mm)	重量 (kg)	形状	
P4-D600	D13	20	0.995	19.900	D13	10	2190	0.995	21.791	D13	10	41.691	41.691
P4-D700	D13	24	0.995	23.880	D13	10	2630	0.995	26.169	D13	10	50.049	50.049
P4-D800	D16	24	1.56	37.440	D13	10	2870	0.995	28.557	D13	10	65.997	65.997
P4-D900	D16	28	1.56	43.680	D13	10	3110	0.995	30.945	D13	10	74.625	74.625
P4-D1000	D16	32	1.56	49.920	D13	10	3350	0.995	33.333	D13	10	83.253	83.253

P3型 (D400以上) およびP4型 鉄筋組立図



P3型 (D350以下) 鉄筋組立図



注意事項

1. 使用管種はJIS A 5303速心鉄筋コンクリート管外圧管第1種を標準とする。
2. 基礎材の使用材料を図中 () 内に明記すること。
3. 型枠面積は、基礎コンクリート側面のみ計上した。
4. 管本数の計算に用いた単管長は、管径D200~350を2000mm、D400~1000mmを2430mmとした。
5. 継手形式は、別途考慮すること。
6. 吞口、吐口の構造を十分検討すること。

書下画

(7) 排水管種及び処理方法

排水管の種別は、道路敷内にあつては塩化ビニール管を原則とする。処理方法としては下記によること。

[処理方式]

規 模	備 考
0.3ha 未満	汚水及び雨水の排水は、水路等の管理者と協議のうえ道路側溝により排水してもよい
0.3ha 以上 5.0ha 未満	暗渠排水 ただし雨水については開渠で排出してもよい

- ・排水能力のない放流先が存在する場合は分流式とし、一定規模以上については雨水排水に限り調整池を設けること。
- ・排水は自然流下方式とする。ただし汚水管については、自然流下不能の場合、ポンプ排水によることが出来る。

(8) 排水路の流量計算

① 水路断面の決定

流下断面は、マンニングの式またはクッターの式のいずれかを用い、8割水深で算出すること。

(a) マンニング公式

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q_2 = A \cdot V$$

(b) クッター公式

$$V = \frac{23+1/n+0.00155/1}{1+(23+0.00155/1) \cdot n/\sqrt{R}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

$$Q_2 = A \cdot V$$

Q_2 : 通水量 (m³/sec)

V : 流速 (m/s e c)

A : 通水断面積 (m²)

l : 水路勾配

R : 径 深 (= A/P) (m)

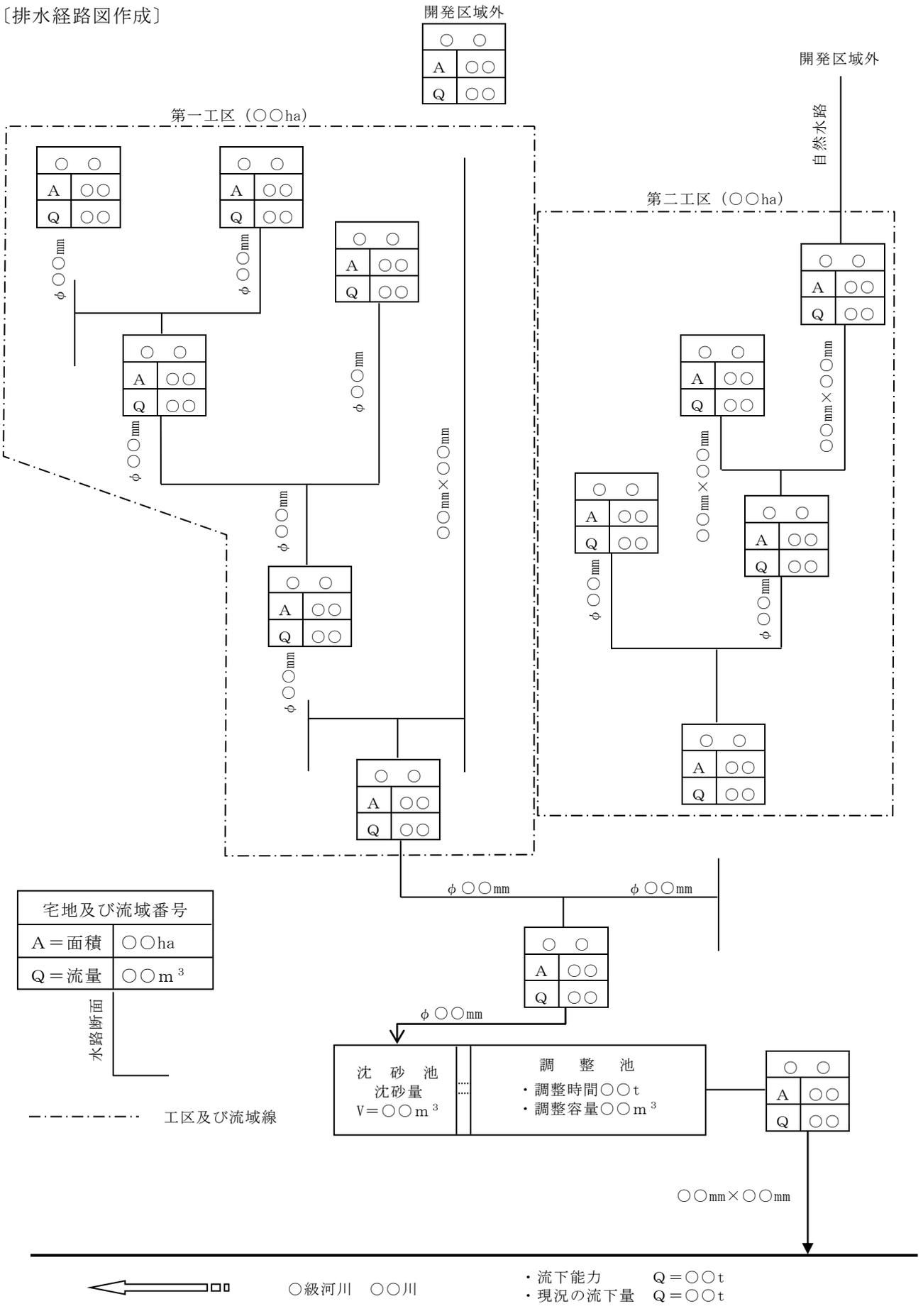
P : 潤 辺 (m)

n : 粗度係数 (右表)

水路の状況	n
塩化ビニール管	0.010
ヒューム管	0.013
現場打コンクリート	0.015
石 積	0.025

河川の状況	n
一般河辺	0.030~0.035
急流河川および対幅が広く水深の浅い河川	0.040~0.050
暫定素堀河道	0.035
三面張水路	0.025
河川トンネル	0.023

[排水経路図作成]



(9) 管渠の流速

[排水管渠の設計流速表]

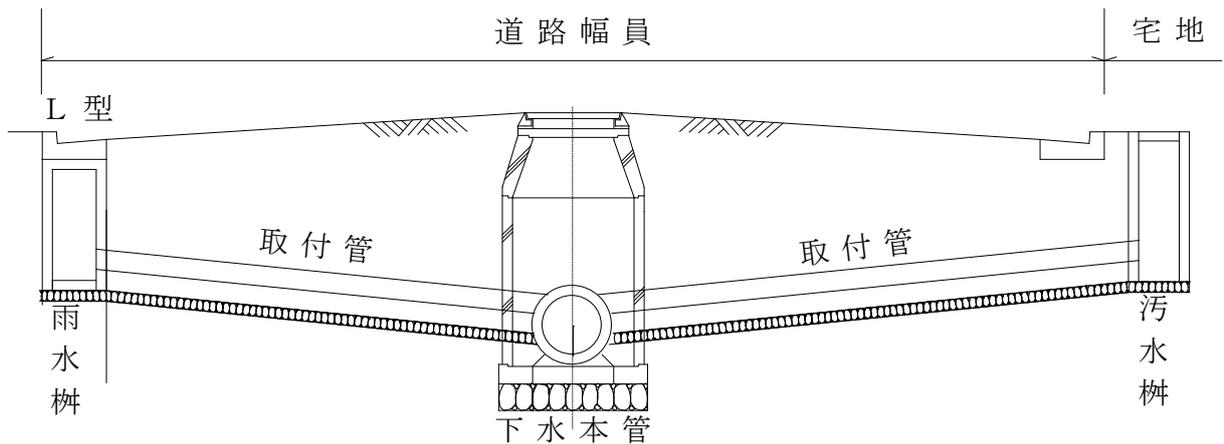
区 分	最 小 流 速	最 大 流 速
汚 水 管 渠	0.6m/sec	3.0m/sec
雨水管渠・合流管渠	0.8m/sec	3.0m/sec

本基準は、下水道施設設計指針に基づくものである。管渠等の断面の決定については、流速を毎秒0.6メートルから3m未満となるよう計画すること。ただし、地形等により止むを得ない場合はマンホール、又は堰等を設けてできるだけ流速を緩和する措置を講ずること。

また、自然流下不能の場合はポンプ排水等による措置を講ずること。

(10) 柵の位置及び配置

- ①雨水ますについては、次のとおりとする
 - ア) 歩車道の区分のあるときは、その境界に設置するものとし、歩車道の区分のない道路は道路と私有地との境界付近に設ける。
 - イ) 路面排水の雨水ますの間隔は25～35m以内とする。
- ② 汚水ますは私有地に設けるものとする
- ③ 雨水、汚水ますより本管に接続する場合は原則としてマンホールに接続すること。



※ この図は柵の位置及び配置を示したものであり、合流式による排水を認めるものではありません。

(11) 枺の構造

①雨水ます

円形または角型のコンクリートまたは鉄筋コンクリート構造とすること。

また、内径または内のりを 30 c m以上とし、底部に深さ 15 c m以上の泥だめを設けフタを付けること。

塩ビ製ますの使用も認めるものとする。

②汚水ます

円形または角型のコンクリートまたは鉄筋コンクリート構造とすること。

また、内径または内のりを 30 c m以上とし、底部にはインパートをつけること。ふたは铸铁または塩ビ製の密閉ふたとすること。

塩ビ製ますの使用も認めるものとする。

(12) 取付管

取付管は、次の事項を考慮して設計すること。

① 本管取付け部は、本管に対して 60 度～90 度とする。

② 取付部は本管の中心線より上方に取り付ける。

③ 管 径

(a) 本管に直接取り付ける場合の最小管径は 150mm とする。

(b) 各戸より集水枺に取り付ける場合は管径 75mm 以上とする。

(13) マンホールの位置

① 管渠の始点

② 下水流路の方向の変更点

〃 勾配の変更点

〃 断面の変更点

③ 管渠の長さがその内径または内のり幅の 120 倍をこえない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所

(14) マンホールの構造

円型の鉄筋コンクリート構造とすること。ふたは铸铁製とすること。

6 ごみ集積所

開発事業者は、開発区域内のごみ集積所を設置するにあたり、原則として次に定める措置を講じなければならない。

(1) 戸建住宅分譲地について

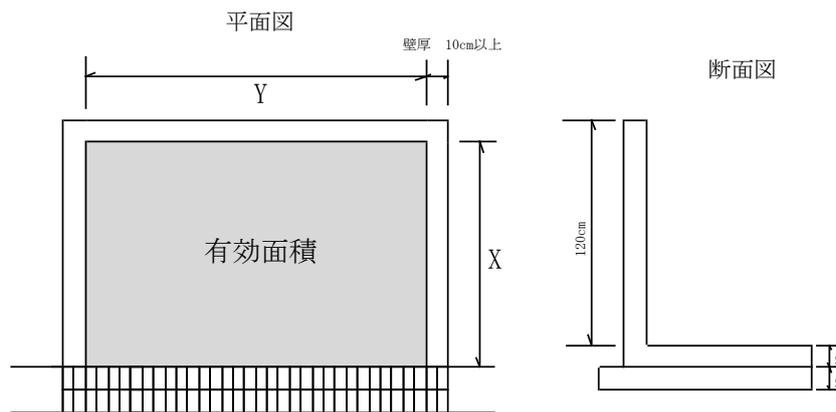
- ① ごみ集積所の位置については次の各号による。
 - ア) 開発区域内で道路に面していること。
 - イ) 収集車が前進で通行することが出来る道路若しくは、回転をすることが出来る位置に設置すること。
 - ウ) 土地の形状や道路の形態によりやむなく前2号によりがたい場合は、事前に市長と協議すること。
- ② ごみ集積所の面積及び箇所数については次の各号による。
 - ア) 計画戸数5戸以下の場合は、1.5㎡以上を確保すること。
 - イ) 計画戸数6戸以上の場合は、戸数に0.3㎡を乗じて得た数値以上を確保すること。
 - ウ) ごみ集積所設置数については、計画戸数の40戸につき1箇所設けること。
- ③ ごみ集積所の構造については、次のとおりとする。
 - ア) ごみ集積所の構造は、図1に基づきコンクリートブロック積（化粧ブロック可）又は現場打ち鉄筋コンクリート構造とし、ごみ汚水及び清掃汚水が有効に排水されるよう施工すること。ただし、他の建造物又は工作物の一部をごみ集積所の構造に含めないこと。
 - イ) 化粧ブロック等他の部材構造を使用する場合は既製品を使用し、品番等を協議書に明記するとともに事前に担当部署と協議をすること。
- ④ ごみ集積所の形状は長方形とすること。又、敷地の計画高は原則として道路と同レベルとする。
- ⑤ ごみ集積所の中又はその前には、電柱、支線、ホース格納箱等は設置しないこと。
- ⑥ 日常の維持管理については、開発区域内の入居者で行うこととし、売買契約時に契約書へその旨を明記すること。
- ⑦ ごみ集積所の供用開始については、入居者（※入居第1号に限る）が入居日の1週間前までに担当部署へ「ごみ収集依頼申出書」を提出すること。又、担当部署の指示を受け、事業者がごみ収集日を明記した表示板（図3）と資源ごみ看板を設置すること。

(2) 共同住宅及び長屋住宅について

- ① ごみ集積所の位置については、次の各号による。
 - ア) 開発区域内で道路に面していること。
 - イ) 収集車が前進で通行することが出来る道路若しくは、回転をすることが出来る位置に設置すること。
 - ウ) 土地の形状や道路の形態によりやむなく前2号によりがたい場合は、事前に市長と協議すること。
- ② ごみ集積所の面積及び箇所数については次の各号による。

- ア) 計画戸数10戸当たり、1.5 m³以上の大きさ（奥行き1.0m、幅1.5m、高さ1.0mを標準で立方体に近い形状のもの）のボックスを設置し、不燃ごみを入れるコンテナを置けるスペースを確保した大きさをブロック等で囲うこと。ブロックの囲みについては、原則10戸あたり3.0 m²以上とすること。10戸を超える場合は、担当部署と協議すること。
- ③ ごみ集積所の構造及び形状については、次のとおりとする。
- ア) ごみ集積所の構造は、図2に基づき、コンクリートブロック（化粧ブロック可）等で囲み、屋根付きで開閉できるボックスを設置し、ごみ污水及び清掃污水が有効に排水されるよう施工すること。ただし、他の建造物又は工作物の一部をごみ集積所の構造に含めないこと。又、敷地の計画高は原則として道路と同レベルとする。
- イ) 化粧ブロック等の部材構造を使用する場合は既製品を使用し、品番等を協議書に明記するとともに事前に担当部署と協議をすること。
- ウ) 既製品のボックスを使用する場合、品番等を協議書に明記するとともに事前に担当部署と協議をすること。
- ④ ごみ集積所の中又はその前には、電柱、支線、ホース格納箱等は設置しないこと。
- ⑤ 日常の維持管理については、施設管理者で行うこと。
- ⑥ 不燃ごみ用のコンテナについては、計画戸数に対応できる個数を事業者で設置すること。
- ⑦ ごみ集積所の供用開始については、事業者が入居日の1週間前までに担当部署へ「ごみ収集依頼申出書」を提出すること。又、担当部署の指示を受け、ごみ収集日を明記した表示板（図3）と資源ごみ看板を設置すること。
- ⑧ その他については、担当部署と協議すること。
- (3) その他（店舗等）について
- ① 店舗等の収集については、事業者での対応とする。
- ② その他については、担当部署と協議すること。

図1 戸建分譲地

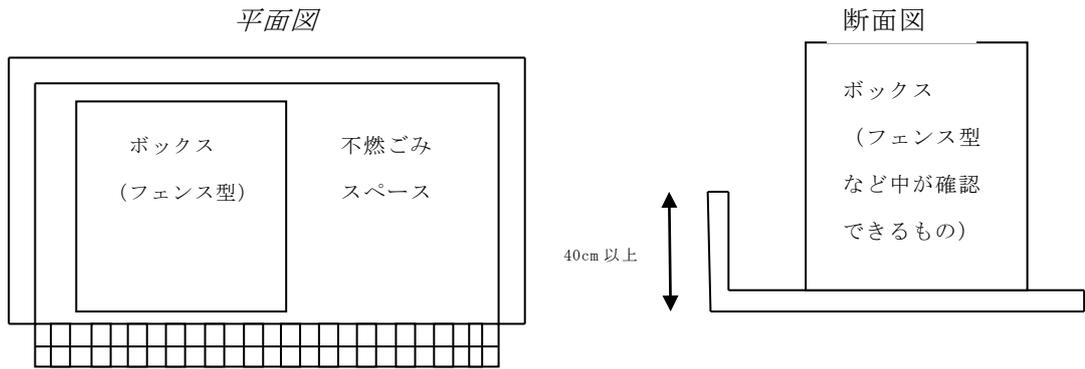


* グレーチング T25 の固定式滑り止め(細目)

$$\text{有効面積} = X \times Y \geq 0.3 \text{ m}^2 \times \text{戸数}$$

$$X : Y = 2 : 3$$

図2 共同住宅及び長屋住宅



* 前面にグレーチングを使用の場合は細目仕様にする。

* グレーチング T25 の固定式滑り止め

有効体積 (ボックス体積) = 10戸あたり 1.5 m³ 基準規模の大きさ

図3 ごみ収集日表示板

ごみ集積所

一般ごみ	毎週	曜日
不燃ごみ	毎月第	曜日
資源ごみ	毎週	曜日

- ・ ごみは収集日の朝 8 時までに出してください。
- ・ 収集日以外は、ごみを絶対に出さないようにしましょう。
- ・ 引っ越しごみ等の粗大ごみは、自己処理してください。
- ・ ごみ集積所の前には、車両等を駐停車しないようにしましょう。

※ 大きさは縦 600mm、横 400mm を基本とする

※ 材質は水分、紫外線、熱、有毒ガス等により変質しない材質とし、文字は容易に消失しないように表示すること。

※ ごみ集積所のブロック積又はフェンス等に堅牢に固定すること。

政令第25号第8号（消防水利に関する技術的細目）

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）

消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づき、消防水利の基準を次のように定める。

消防水利の基準

第1条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第2条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 消火栓〔せん〕 | 2 私設消火栓〔せん〕 |
| 3 防火水そう | 4 プール |
| 5 河川、溝等 | 6 濠、池等 |
| 7 海、湖 | 8 井戸 |
| 9 下水道 | |

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓〔せん〕は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分1立法メートル以上であると認められるときは、管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。

4 私設消火栓〔せん〕の水源は、5個の私設消火栓〔せん〕を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

第4条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。

3 前2項に定める配置は、消火栓〔せん〕のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

第5条 消防水利が、指定水量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に五台以上の消防ポンプ自動車部署できるときは、当該水利の取水点から140メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 1 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- 2 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- 3 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- 4 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

別表（第4条関係）

用途地域	年間平均風速	4 m/sec未満	4 m/sec以上
	用途地域の定められていない地域		120 m

(1) 消防水利の設計

- ① 開発事業によって設置される消防水利については、次の基準及び「宅地（工業用地を含む）造成事業に伴う消防水利施設協議規定（那賀消防本部）」等によるもののほか、消防法（昭和20年法律第186号）第20条第1項に規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、那賀消防本部消防長及び市長と協議の上設置しなければならない。
- ② 消火栓を設置する場合は、市総務課及び市水道局と協議を行うこと。
- ③ 防火水槽を設置する場合は、市に帰属する用地に埋設されるものについては市総務課で管理するものとする。その他の場合は、管理について市総務課と協議を行うこと。

(2) 消防水利の設置基準

- ① 消防水利施設は、原則として防火水槽又は消火栓とし、事業区域内の建築物等（住宅予定地含む）が消防水利施設からの経路120m以内に包含されるように計画すること。ただし、(3)消防水利の給水能力基準の④により設置した消火栓については、60m以内とする。
- ② 消防水利施設は、消防ポンプ自動車が容易に部署できる位置に設置するものとする。鉄道、幹線道路、河川、擁壁、がけ、建物等によりホースを延長することが困難又は分断される場合は、前号に関わらず消防水利を増設させることができるものとする。

(3) 消防水利の給水能力基準

- ① 消防水利は、常時貯水量が40m³以上又は取水可能水量が毎分1m³以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。
- ② 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていなければ

ならない。ただし、管網の一辺が 180m 以下となるように配管されている場合は、75mm 以上の管に取り付けることができる。

- ③ 前号の規定にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分 1 m³以上であると認められるときは、管の直径を 75mm 以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。
- ④ 第 2 号については、地域の状況その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合に限り、75mm 以上の管に取り付けることができるものとする。

(4) 消防水利の構造基準

① 消火栓

- ア) 地上式消火栓の場合は、本体に赤色の内外面粉体塗装を行うこと。
- イ) 地下式消火栓の場合は、本体を内外面粉体塗装とし、深度は、着離脱が容易に操作できる構造とする。また、蓋及びその周囲に黄色の容易に離色しない塗装（焼き付け等）を行うこと。
- ウ) 消火栓の直近（5m 以内）にはホース格納箱（以下「格納箱」という。）を設置すること。ただし、既設消火栓で対応する場合で周辺に格納箱が設置されていない場合は、事業区域内で、既設消火栓から最も近い場所に格納箱を設置すること。
- エ) 格納箱は赤色でステンレス製とし、堅牢に設置すること。
- オ) 格納箱には、20m ホース 3 本以上、消火栓用ノズル 1 本、消火栓用ハンドル 1 本を設置すること。
- カ) 市に帰属する格納箱及び消火用具については、容易に消失しない方法で「岩出市」と表示すること。
- キ) 格納箱用地は、0.7×1.0m を標準として用地を確保すること。なお、戸建て分譲住宅の場合は原則として市に帰属するものとし、それ以外の場合は事業者が管理を行なうものとする。

② 防火水槽

- ア) 鉄筋コンクリート造地下式防火水槽は、有蓋で耐震構造の物であること。

8 駐車場

開発事業で設置する自動車及び自転車の駐車場については、居住者の利便性、交通の安全、環境の保全等を考慮し、以下の基準に基づいて設置しなければならない。

なお、大規模小売店舗立地法等他法令に定めのあるものについてはこの限りでない。

(1) 自動車駐車場

- ① 自動車1台当たりの駐車スペースは、2.3m×5.0mを標準とし、身障者用駐車スペースは、3.5m×5.0mを標準とすること。
- ② 駐車場は、建築物の用途に応じ、次の表に掲げる台数を基本とする。

建築物の用途	確保台数	適用
一般向け共同住宅・長屋住宅	1.5台/戸以上	
単身向け共同住宅・長屋住宅	1.0台/戸以上	
病院・診療所等 銀行等金融機関	延床面積20㎡につき1台	
劇場、映画館、演劇場、葬祭場等 料理店・飲食店・喫茶店 スーパーマーケット、コンビニエンス ストア、テナント施設	延床面積10㎡につき1台	
各種小売業等	延床面積25㎡につき1台	ただし、来客数が著しく少数であると思われる業種については、別途協議とする。
複合施設	上記のそれぞれの用途に該当する台数を算出し加えた数以上	
上記以外	別途協議とする	

※1 台数の算定に当たり、端数が生じた場合、当該端数は切上げとする。

※2 身障者用駐車スペースについては、算定台数に含め必要に応じ設けること。

- ③ 自動車駐車場の出入口は、50台未満の駐車場については2箇所以内とし、50台以上の駐車場については、出口と入口を分離してそれぞれ1箇所設けること。

(2) 駐輪場

① 駐輪場については、自転車1台当たりの駐車スペースは、0.6m以上×1.9m以上を標準とする。

② 駐輪場は建築物の用途に応じ、次の表に掲げるところに台数を基本とする。

建築物の用途	確保台数
共同住宅・長屋住宅	1.0台/戸以上
単身向け共同住宅・長屋住宅	0.5台/戸以上

※1 台数の算定に当たり、端数が生じた場合、当該端数は切上げとする。

③ 駐輪場には必要に応じ、上屋、案内板等を設置すること。

(3) その他駐車場等

上記に示すものの他、市長が特に必要と認めるものについては、別途協議を行うこと。

政令第27条（公益的施設）

主として住宅の建築の用に供する目的で行なう20ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

政令第29条の2第7号

第27条の技術的細目に定められた制限の強化は、20ヘクタール未満の開発行為においてもごみ収集場その他の公益的施設が特に必要とされる場合に、当該公益的施設を配置すべき開発行為の規模について行うものであること。

※その他の公益的施設が特に必要とされるものに、集会所を含むこととする。

（1）集会所用地の位置及び形状

集会所については、市長と協議のうえ居住者が支障なく利用できる位置に計画し、その形状については施設建設に支障がないよう正方形またはこれに近い長方形とすること。

（2）集会所用地の規模

集会所として確保すべき必要な敷地面積及び床面積は、次の表に掲げるとおりとする。

戸建て住宅

計画戸数	敷地面積
50戸以上200戸未満	$150\text{ m}^2 + (\text{計画戸数} - 50) \times 0.35\text{ m}^2$ 以上
200戸以上	別途協議

共同住宅

計画戸数	床面積
50戸以上200戸未満	$20\text{ m}^2 + (1.0\text{ m}^2 \times \text{戸数})$ 以上
200戸以上	別途協議

（3）維持管理

開発事業により設置した集会所の維持管理は施設利用者が行い、常に清潔にし、施設の利用に支障をきたさないようにすること。

なお、このことについては、売買契約書に明記すること。

10 公益的施設

主として住宅の用に供する目的で開発する計画戸数50戸以上の開発行為にあつては、それぞれの施設の管理予定者と協議した上で開発規模に応じて必要な公益的施設の配置および規模を考慮しなければならない。

(1) 公益的施設

公益的施設は下記を標準とする。

[公益的施設設置の標準]

近隣住区数			1	2	3
戸数 人口	50～150 200～600 (隣保区)	500～1,000 2,000～4,000 (隣保区)	2,000～2,500 7,000～10,000 (隣保区)	4,000～5,000 14,000～20,000 (地区)	8,000～10,000 28,000～40,000 (地区)
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		保育所・託児所		(社会福祉施設)	
保険		診療所 (巡回)	診療所 (各科)	病院 (入院施設) 保健所	
保安	防火水槽 (消火栓)	警察派出所 (巡回)	巡査駐在所 消防(救急) 派出所	警察署 消防署	
集会施設	集 会 場		公 民 館		
文化施設				図 書 館	
管理施設		管 理 事 務 所		市 役 所 出 張 所	
通信施設		ポ ス ト 公 衆 電 話	郵 便 局 ・ 電 話 交 換 所		
商業施設		日 用 品 店 舗		専 門 店 ・ ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	
サービス		共 同 浴 場	新 聞 集 配 所	銀 行	映 画 館 娛 楽 施 設

11 防犯灯

条例第 19 号第 9 号により防犯灯を設置する場合は、次のとおりとする。

(1) 設置場所及び設置個数

- ① 防犯灯は、全道路の中心線延長（m）を 30 で除した数を設置するものとする。ただし、小数点以下は切り上げとする。
- ② 防犯灯は電柱、電信柱等に添架する方式を基本とし、設置にあたっては電柱等の管理者と協議を行うこと。
- ③ 上記によりがたい場合は、別途市長と協議することとする。

(2) 防犯灯の規格

防犯灯は、LED の灯具を用い、自動点滅機を設置すること。

(3) 防犯灯の管理

- ① 防犯灯の管理については、自治会等で行うよう事業者が指導を行うこと。
- ② 防犯灯設置については、基本的には自治会等の依頼があり次第、設置個数の範囲内で事業者が設置を行うものとする。ただし、事業者が自ら管理を行う条件で、事前に設置を行うことができるものとする。

※ 防犯灯とは、主として防犯防止のため道路を照明するものであって、電柱、電信柱等に電灯を取り付けたものをいう。

〔工事写真〕

工事写真は、工事の各施行段階における施行状況等の記録を残すと共に工事完了後に明視できない箇所の出来形確認資料となるものであること。

また、撮影にあつては、各々の目的にあつた写真を撮るよう心がけなければならない。

(1) 工事写真

① 工事写真の撮影基準

- ア) 撮影は「和歌山県土木工事請負必携」に示すものを標準とする。
- イ) 各施行段階にあわせた状況写真及び工種ごとの出来形写真を撮ること。

② 出来形（寸法）管理写真

- ア) 同工種のもものが連続して並列しているもの、または延長が長いものは原則として延長20mごと、または測点ごとに基礎構造の幅、高さ、裏込め幅、その他明確に確認出来るように箱尺等を当てて撮影すること。
- イ) 鉄筋コンクリート構造物については、配筋状況、コンクリートの出来形寸法が確認できるように撮影すること。
- ウ) 土工のうち転圧状況は、まき出し厚（30cm以下）及び機種が確認できるように撮影すること。
- エ) 舗装については、下層路盤施工前に路床の高さを路肩構造物または丁張等から水糸を張り、箱尺等を立てて下がり高さを写しておき、下層路盤、上層路盤、舗装をそれぞれ同じ位置、方法で撮影しその差により厚さを確認すること。

③ その他

- ア) 工事着手前は全体の状況がわかるように撮影すること。
- イ) 出来形検測の黒板には設計値と実測値（出来形寸法）を併記するものとし、設計寸法は（ ）内に記入すること。
- ウ) デジタルカメラを使用した場合は、サービスサイズ程度の大きさにプリントアウトしたものを提出すること。

(2) 中間検査

① 路床（道路）

- ・材料検査：土の締固め試験、CBR試験等により確認を行う。
- ・施工検査：現場密度の測定、プルーフローリング等により確認を行う。

② 路盤（道路）

- ・施工検査：現場密度の測定、プルーフローリング等により確認を行う。

③ 上水道施設については、通水検査として新設管の漏水及び引込み管の確認を行う。

④ 岩出市公共下水道に接続する下水道管については管渠の縦断、中心偏位、漏水等の確認を行う。

⑤ その他、市長が必要と認めた事項

(3) 法定外公共物

岩出市法定外公共物管理条例（平成 17 年 3 月 30 日条例第 2 号）

（行為の許可）

第 4 条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、当該許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 敷地の使用その他本来の用途以外の用途に使用すること。
- (2) 敷地内において、工作物を新築し、改築し、除去し、又はその他の工事を行うこと。
- (3) 敷地の掘削、盛土又はこれに類する行為
- (4) 敷地内において、土石、竹木その他これらに類するものを採取すること。
- (5) その他管理及び利用に影響を及ぼす行為

2 市長は、前項の許可に際し、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。

（用途の廃止）

第 17 条 市長は、法定外公共物が法定外公共物としての用途目的を喪失し、将来においても公共の用に供する必要がなくなった場合に、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることができる。

2 前項の規定により、用途の廃止を行うときは、次の場合による。

- (1) 現況が機能を喪失し、将来とも機能回復する必要がない場合
- (2) 代替施設の設置により、存置する必要がなくなった場合
- (3) 地域開発等により、存置する必要がない場合
- (4) その他法定外公共物として存置する必要がないと認めた場合

岩出市法定外公共物管理条例施行規則（平成 17 年 3 月 30 日規則第 4 号）

（許可の範囲）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する行為は、次に掲げる行為をいうものとする。

- (1) 橋を設置し、又は現状のまま道路若しくは通路として使用すること。
- (2) 鉄道事業のための軌道（橋及びトンネルを含む。）を設置すること。
- (3) 水道管、下水道管、ガス管、電線管等を埋設し、又は他の占用物件に添架すること。
- (4) 電柱、鉄塔等を設置すること。
- (5) 電線、ケーブル等の架空線を設置すること。
- (6) 自治会の看板、標識等の標示物を設置すること。
- (7) 工事のための足場その他の仮設物を一時的に設置すること。
- (8) 上空に設ける通路。ただし、公共性が高い施設で、かつ、災害発生時に安全を確保するために、やむを得ないと市長が認めるもの
- (9) その他市長が公益上必要と認める行為

（許可の申請）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による許可を受けようとする者は、当該申請の内容に応じ、それぞれ次に定める様式により市長に申請しなければならない。

- (1) 使用 法定外公共物使用許可申請書（様式第 1 号）
- (2) 土木工事等 法定外公共物工事施工承認申請書（様式第 2 号）
- (3) 生産物採取 法定外公共物生産物採取許可申請書（様式第 3 号）

2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 法定外公共物の使用等の場所及びその付近を記した位置図
- (2) 法定外公共物の使用等面積求積図
- (3) 法務局備付地図（公図）の写し
- (4) 公共用地境界確定書の写し
- (5) 土地登記事項証明書
- (6) 隣接所有者一覧表
- (7) 現況写真

- (8) 平面図、縦断図、横断図、構造図、詳細図その他の設計図書
- (9) 使用等をする法定外公共物について利害関係人が存在する場合は、その同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業者は、事業区域内に介在する法定外公共物（里道、水路等）について払下げ、若しくは現状の変更をしようとするときは、その内容についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(4) その他技術的基準

ここに定めのない開発行為に関する技術的基準については「都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術的基準（監修：和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課）」を準用する。

(1) 道路の管理に関する協定書

道路の管理に関する協定書（案）

事業者_____（以下「甲」という。）と 岩出市（以下「乙」という。）及び
土地所有者_____（以下「丙」という。）において、甲が行う次の開発事業に伴う都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条の規定に基づく法第39条及び第40条もしくは岩出市開発事業に関する条例（以下「条例」という。）第16条第5項に関し、道路の管理等に関して次のとおり協定を締結する。

事業区域に含まれる地域の名称 岩出市 番地 他 筆

事業区域の面積 . m²

協議年月日 年 月 日

道路の幅員、延長 幅員 . m、延長 . m

第1条 この協定書は、法の開発許可制度もしくは条例の規定に基づき設置された上記の道路に関して、適切な管理が行われるよう、甲、乙及び丙3者で協議し、その合意に基づき管理協定を締結するものである。

第2条 道路は_____が管理し、管理のための一切の費用を負担する。

2 道路を構成する土地、工作物及びその付帯物は_____に帰属する。

第3条 _____が管理する道路の位置は、別添位置図及び土地利用計画図のとおりとする。

第4条 _____が行う道路の管理内容は、次のとおりとする。

- (1) 舗装の穴、段差及び陥没の修復
- (2) 側溝の清掃、蓋の破損及び蓋鳴の補修
- (3) 路面下の通水（詰り）の修復
- (4) 路肩及び法面等の除草
- (5) 道路不法占用の排除
- (6) 交通安全施設の管理
- (7) その他

2 乙は、道路の占用及び掘削等の許可権を有するものとする。

第5条 前条第1項の管理開始時期は、工事完了公告の日又は条例に基づく検査済証発行の日の翌日とする。

第6条 甲及び丙は、乙の許可、同意もしくは承認を得ずに、この協定に基づく道路を廃止、封鎖もし

くは位置を変更してはならない。

第7条 甲及び丙は、前条の定めによる乙の許可、同意もしくは承認を得ようとするときには、乙に協議するものとする。

第8条 甲及び丙は、この土地に関して有する権利並びに義務を他に譲渡等する場合には、この協定の内容を周知及び承継し、乙に報告しなければならない。

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙及び丙で協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 事業者

住所又は所在

名前又は名称

(代表者)

乙 岩出市長

丙 土地所有者

住所又は所在

名前又は名称

(代表者)

(2) 公園、緑地等に関する協定書

公園、緑地等に関する協定書 (案)

事業者 _____ (以下「甲」という。)と 岩出市 (以下「乙」という。)及び
土地所有者 _____ (以下「丙」という。)において、甲が行う次の開発事業に伴う都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 32 条の規定に基づく法第 39 条及び第 40 条もしくは岩出市開発事業に関する条例 (以下「条例」という。)第 16 条第 5 項に関し、公園、緑地等 (以下「公園」という。)の管理等に関して次のとおり協定を締結する。

事業区域に含まれる地域の名称 岩出市 番地 他 筆

事業区域の面積 . m²

協議年月日 年 月 日

公園等の表示 種別 、地番 、地積
種別 、地番 、地積

第 1 条 この協定書は、法の開発許可制度もしくは条例の規定に基づき設置された上記の公園に関して、適切な管理が行われるよう、甲、乙及び丙 3 者で協議し、その合意に基づき管理協定を締結するものである。

第 2 条 公園は _____ が管理し、管理のための一切の費用を負担する。

2 公園を構成する土地、工作物及びその付帯物は _____ に帰属する。

第 3 条 _____ が管理する公園の位置は、土地利用計画図のとおりとする。

第 4 条 _____ は地域間相互の緩衝もしくは緊急時における避難用又は主として歩行者の快適な通行の用に供するため公園を管理するものとし、区域の明確化を図ると共に、剪定、病虫害の防除、除草等を必要に応じて行い、公園施設の保全をしなければならない。

第 5 条 甲及び丙は、公園に看板・広告等を設置し、もしくは駐車場等にするなど目的以外の用途に供してはならない。

第 6 条 管理期間は、工事完了公告の日又は条例に基づく検査済証発行の日の翌日からとする。

第 7 条 甲及び丙は、乙の許可、同意もしくは承認を得ずに、この協定に基づく公園を廃止もしくは位置を変更してはならない。

第 8 条 甲及び乙は、前条の定めによる乙の許可、同意もしくは承認を得ようとするときには、乙に協議するものとする。

第 9 条 甲及び丙は、この土地に関して有する権利を他に譲渡等する場合には、この協定の内容を周知及び承継し、乙に報告しなければならない。

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙及び丙で

協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 事業者
住所又は所在

名前又は名称
(代表者)

乙 岩出市長

丙 土地所有者
住所又は所在

名前又は名称
(代表者)

(3) ごみ集積所に関する協定書

ごみ集積所に関する協定書 (案)

事業者 _____ (以下「甲」という。)と 岩出市 (以下「乙」という。)において、甲が行う次の開発事業に伴うごみ集積所の用地に関して、次のとおり協定を締結する。

事業区域に含まれる地域の名称	岩出市	番地	他	筆
事業区域の面積	.	m ²		
協議年月日	年	月	日	
計画戸数				戸
ごみ集積所の表示	地番			、地積

第1条 甲は、岩出市開発事業に関する条例第16条の規定に基づき、ごみ集積所用地 (以下「用地」という。)として表記の物件を、工事完了検査後直ちに、乙に無償譲渡 (以下「譲渡」という。)するものとする。

2 前項の用地の位置及び形状は、別添位置図、土地利用計画図及び求積図のとおりとする。

第2条 甲は、工事完了までに譲渡する用地の所有権を取得するものとする。

2 前項において、甲は、所有権以外の権利を抹消のうえ、用地の分筆及び地目変更等登記に必要な手続きを行うものとする。

第3条 甲は、譲渡する用地の面積、位置及び形状を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

第4条 甲は、用地の所有権移転登記に必要な登記承諾書その他引き継ぎに必要な関係図書を工事完了検査後、速やかに市長へ提出するものとする。

2 前項に係る所有権移転登記にあつて、甲は、一切の責務を負うものとする。

第5条 乙は、前条により引き継いだ用地を本協定書の趣旨に基づき管理するものとする。

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 事業者

住所又は所在

名前又は名称

(代表者)

乙

岩出市長

(4) 集会所用地に関する協定書

集会所用地に関する協定書 (案)

事業者 _____ (以下「甲」という。)と 岩出市 (以下「乙」という。)において、甲が行う次の開発事業に伴う集会所用地に関して、次のとおり協定を締結する。

事業区域に含まれる地域の名称 岩出市 番地 他 筆

事業区域の面積 . m²

協議年月日 年 月 日

計画戸数 戸

集会所用地の表示 地番 、地積

第1条 甲は、岩出市開発事業に関する条例第16条の規定に基づき、集会所用地 (以下「用地」という。)として表記の物件を、工事完了検査後直ちに、乙に無償譲渡 (以下「譲渡」という。)するものとする。

2 前項の用地の位置及び形状は、別添位置図、土地利用計画図及び求積図のとおりとする。

第2条 甲は、工事完了までに譲渡する用地の所有権を取得するものとする。

2 前項において、甲は、所有権以外の権利を抹消のうえ、用地の分筆及び地目変更等登記に必要な手続きを行うものとする。

第3条 甲は、譲渡する用地の面積、位置及び形状を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

第4条 甲は、用地の所有権移転登記に必要な登記承諾書その他引き継ぎに必要な関係図書を工事完了検査後、速やかに市長へ提出するものとする。

2 前項に係る所有権移転登記にあつて、甲は、一切の責務を負うものとする。

第5条 乙は、前条により引き継いだ用地を本協定書の趣旨に基づき管理するものとする。

2 前項の用地を自治会等で利用しないことが明らかとなった場合、乙は、当該用地を他の公共目的に転用することができるものとする。

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 事業者

住所又は所在

名前又は名称

(代表者)

乙

岩出市長

(5) 消防水利施設に関する協定書

消防水利施設に関する協定書（案）

事業者 _____（以下「甲」という。）と 岩出市（以下「乙」という。）において、甲が行う次の開発事業に伴う岩出市開発事業に関する条例（以下「条例」という。）第16条第5項に関し、消防水利施設（以下「施設」という。）の管理等に関して次のとおり協定を締結する。

事業区域に含まれる地域の名称	岩出市	番地	他	筆
事業区域の面積	.	m ²		
協議年月日	年	月	日	
計画戸数		戸		
消防水利施設の数	防火水槽	t	箇所	
	消火栓		箇所	
	ホース格納箱		箇所	

第1条 甲は、条例第19条第1項第5号の規定に基づき、消防水利施設（以下「施設」という。）を設置するものとする。

2 前項の施設の位置は、別添位置図、土地利用計画図及び求積図のとおりとする。

第2条 甲は、前条の設置位置又は箇所数を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

第3条 甲は、事業区域内の住民の生命および財産を火災の被害から守るように施設を設置するものとする。

2 施設の管理は、自治会等に引き継ぐまで、甲が行うものとする。

3 甲は、前項の引継ぎを行なう場合は、自治会等にこの協定を承継させ、その旨を乙に、書面をもって報告しなければならない

4 前各項にあつて、甲は、一切の責務並びに費用を負担するものとする。

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 事業者

住所又は所在

名前又は名称

(代表者)

乙

岩出市長

(6) 防犯灯に関する協定書

防犯灯に関する協定書 (案)

事業者 _____ (以下「甲」という。) と 岩出市 (以下「乙」という。) において、甲が行う次の開発事業に伴う防犯灯施設に関して、次のとおり協定を締結する。

事業区域に含まれる地域の名称	岩出市	番地	他	筆
事業区域の面積	.	m ²		
協議年月日	年	月	日	
計画戸数				戸
防犯灯施設の数				本

第1条 甲は、岩出市開発事業に関する条例第19条第1項第9号の規定に基づき、防犯灯施設 (以下「防犯灯」という。) を設置するものとする。

2 前項の防犯灯の位置は、別添位置図、土地利用計画図及び求積図のとおりとする。

第2条 甲は、前条の設置灯数及び位置を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

第3条 甲は、事業区域内の住民の夜間の安全と保安維持に支障が生じないよう防犯灯を設置するものとする。

2 防犯灯の管理は、防犯灯を自治会等に引き継ぐまで、甲が行うものとする。

3 防犯灯の通電時期については、甲が自治会等と協議のうえ、定めるものとする。

4 前各項にあって、甲は、一切の責務並びに費用を負担するものとする。

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 事業者

住所又は所在

名前又は名称

(代表者)

乙

岩出市長

グラウンドマンホール仕様

1 適用範囲

この仕様書は、本市において施行される開発事業に使用する下水道用グラウンドマンホール(人孔鉄蓋)、(以下「本品或は、製品」という。)について適用する。

ただし、岩出市公共下水道認可区域においては、別に市が定める岩出市公共下水道岩出市型グラウンドマンホール仕様書に基づくものとする。

2 構造

- 2-1 本品の構造は添付図面の通りとする。
- 2-2 カバーとフレームの接触面は全周に勾配をつけ、双方ガタツキのないように機械加工にて仕上げ、カバーは互換性を有すること。
- 2-3 カバーが傾いたまま食い込まない機能と、カバーの開閉のガイドとなる機能を併せ持った12ヶ所の機械加工された逆テーパの受けをフレームの内側に有すること。
- 2-4 カバーの外周部の内側に、逆テーパに対応して一定の間隔をもって機械加工されたテーパを有する構造とする。
- 2-5 カバーとフレームは蝶番により接続され、かつカバーとフレームとの取付け及び取外しが容易な構造とする。
- 2-6 蝶番はカバー裏面取付け方式として、カバーの180度垂直回転と360度水平旋回が1本の開閉工具でできること。
- 2-7 手カギ穴を設けず、コジリ穴のみでカバーの開閉が出来ること。コジリ穴には、防臭並びに土砂進入防止の為に閉塞板をそなえていること。又、この閉塞板はカバーとの着脱が容易で、コジリ棒の操作により自動的に開閉出来ること。
- 2-8 カバーは関係担当員以外がたやすく開蓋出来ない構造にて、かつカバーの開閉操作は容易に出来る構造とする。
- 2-9 カバーは将来必要に応じて、裏面に不法投棄防止・浮上防止の為に自動鍵装置が容易に取り付けられる構造であること。
- 2-10 フレームには昇降を安全かつ容易にする為のステップ2ヶ所を有し、さらに鋼製携帯用梯子が着脱可能な孔2ヶ所を連結してフレームと一体に鋳造されていること。又、孔2ヶ所の内、1ヶ所にはキー溝を有すること。
- 2-11 鋼製携帯用梯子は起倒可能とし、倒した時には転落防止網となること。又、脚部のキーを、フレーム内の孔のキー溝を通過させ、梯子を30度水平旋回して着脱する構造であること。

3 製作及び表示

製品は、製造業者の責任表示として、カバーの裏面に、社章(又は社名)、材質記号、種類の記号、製造年(西暦下二桁)、符号を鋳出し表示すること。

3-1 (社)日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ⅱ類の認定資格を取得した製造業者は、その認定工場で製造したカバー裏面に(社)日本下水道協会の認定表示を鋳出しすること。

4 塗 装

塗装は製品の内外面を清掃した後、乾燥がすみやかで、密着性に富み、防食性及び耐候性に優れた塗料で塗装しなければならない。

5 検 査

5-1 製品検査

5-1-1 外観・形状・寸法検査

外観・形状・寸法検査は、本市検査員立会のもとに納入する製品中3組を抜取り、その内の1組の検査を行う。寸法検査は添付図面に基づき検査し、その許容差は特別に指示のない公差の場合鋳放し寸法についてはJIS(B)0403(鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式)の附属書1(鋳鉄品の普通寸法公差)の球状黒鉛鋳鉄品の並級を適用し、削り加工寸法についてはJIS(B)0405(普通公差-第1部:個々の公差の指示がない長さ及び角度寸法に対する公差)のm(中級)を適用する。

JIS・B・0403(鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式) (附属書1)				JIS・B・0405 普通公差-第1部:個々の公差の指示がない長さ 及び角度寸法に対する公差 m(中級)	
長 さ mm		肉 厚 mm		削 り 加 工 mm	
呼 び 寸 法	許 容 差	呼 び 寸 法	許 容 差	呼 び 寸 法	許 容 差
120 以下	±2.0	10 以下	±2.0	0.5 以上 6 以下	±0.1
120 をこえ250 以下	±2.5	10 をこえ18 以下	±2.5	6 をこえ 30 以下	±0.2
250 をこえ400 以下	±3.5	18 をこえ30 以下	±3.0	30 をこえ 120 以下	±0.3
400 をこえ800 以下	±5.0	30 をこえ50 以下	±4.0	120 をこえ 400 以下	±0.5
800 をこえ1600 以下	±7.0			400 をこえ 1000 以下	±0.8

5-1-2 質量検査

質量検査については前記、5-1-1、外観・形状・寸法検査を終了した製品について別々に秤量する。検査基準は、下表の値に適合しなければならない。

種 類	カバー	フレーム	許容範囲
T-25	44.0kg	45.0kg	+ 制限なし
T-14	40.0kg	45.0kg	- 4%

5-1-3 荷重・破壊検査

荷重検査は、カバーとフレームを組み合わせ、ガタツキのないように試験機定盤上へのせ、中心に良質の板ゴム(厚さ6mm)を載せ、さらにその上に長さ500mm、幅200mm、厚さ50mmの鉄製載荷板を置き、初荷重を加え、使用時と同様の食い込みを与えた後荷重を取り去り鉛直方向に荷重(下表)を5分間以内に一樣な速さで加え、1分間静置して荷重を取り去るこのときの荷重中のたわみ、残留たわみは、下表の通りとする。また、破壊検査の検査基準は、下表の通りとする。

種 類	試験荷重	たわみ	残留たわみ	破壊荷重
T-25	210kN	2.2mm以下	0.1mm以下	700kN以上
T-14	120kN	2.2mm以下	0.1mm以下	400kN以上

5-1-4 顕微鏡検査 [製品検査]

製品の指定位置の顕微鏡検査を行う。球状化判定基準は、80%以上とする。

5-2 材質検査

この検査は、カバー及びフレームについてはYブロックより採取した試験片によって行うものとする。又、T-25、T-14のカバーについては製品実体から切り出した試験片によって行うものとする。但し、本市検査員が不必要と認めた場合には、製品実体から切出した試験品による検査を省略することがある。

5-2-1 引張り・伸び検査 (Yブロック)

製品を鑄込む際に、JIS (G) 5502に規定された供試材を、予備を除き1個鑄造し、その内1個の供試材をJIS (Z) 2201の4号試験片に仕上げ、JIS (Z) 2241の金属材料引張試験方法に基づき、引張強さ・伸び検査を行う検査基準は、下表の通りで、この値に適合しなければならない。
(試験片加工は別図-2参照のこと)

区 分	カ バ ー	フ レ ー ム
引 張 強 さ	700N/mm ² 以上	600N/mm ² 以上
伸 び	5~12%	8~15%

5-2-2 硬さ検査 (Yブロック)

Yブロックより採取した試験片をJIS (Z) 2243のブリネル硬さ試験方法に基づいて硬さの検査を行う。試験片の抜取り、製作及び検査数については前記、5-2-1 [引張り・伸び検査]と同じにする。検査基準は、下表のとおりで、この値に適合しなければならない。

区 分	カ バ ー	フ レ ー ム
硬さ HBW (10/3000)	235 以上	210 以上

5-2-3 腐食検査 (Yブロック)

Yブロックより直径24±0.1mm、厚さ3±0.1mmの試験片を採取し、表面に傷なきよう研磨し、付着物を十分に除去して、常温(1:1)塩酸水溶液100ml中に、連続96時間浸漬後に秤量し、その腐食減量が下表の値に適合しなければならない。

区 分	カ バ ー	フ レ ー ム
腐 食 減 量	0.5g以下	0.8g以下

5-2-4 製品実体による切出し検査 (カバー)

試験片素材切出し位置は別図-③、切出し拡大図により切断し、引張り・伸び・硬さ・腐食の各検査を行う。

5-2-4-1 引張り・伸び検査

検査は、検査項目5-2-1の引張り・伸び検査に準拠して行う。検査基準は、下表のとおりで、この値に適合しなければならない。

区 分	引 張 強 さ	伸 び
カ バ ー	630N/mm ² 以上	4～13%

5-2-4-2 硬さ検査

検査は、検査項目5-2-2の硬さ検査に準拠して行う。検査基準は、下表のとおりで、この値に適合しなければならない。

区 分	ブリネル硬さ HBW10/3000
カ バ ー	210 以上

5-2-4-3 腐食検査

検査は、検査項目5-2-3の腐食検査に準拠して行う。検査基準は、下表のとおりで、この値に適合しなければならない。

区 分	腐 食 減 量
カ バ ー	0.6g以下

6 再 検 査

6-1 製品再検査

製品検査において、不合格になった場合は再検査を行うことができる。再検査は、そのロットから更に2組を抜き取り、検査を行う。2組とも合格した場合はそのロットを合格とし、1組でも不合格の場合はそのロットを不合格とする。

6-2 材質再検査

材質検査において、不合格になった場合は再検査を行うことができる。再検査はそのロットから更に2個の供試体をとって行い、2個とも合格の場合はそのロットを合格とし、1個でも不合格の場合はそのロットを不合格とする。

7 納入後の検査、及びこれに付随する措置

納入後といえども本市が再検査の必要があると認めた場合は納入した製品中より適時抜き取り検査を行うことがある。この場合の検査は、本市が必要とする項目について行うが、この検査に使用した製品の中、明確に材質、及び構造に起因する破損、異常が認められた場合は、納入業者は速やかに無償を以て代替品を納入しなければならない。

8 納入の方法

製品は本市内に納入することを原則とするが、期日及び場所を分割することも異議なきものとする。

9 工業所有権の問題

本品に関する工業所有権の問題が生じたときには、納入業者がすべて処置するものとする。

10 検査実施要領

下記検査の実施においては、本仕様書の全項目に定められた検査とは別に、製造工場における管理体制の実態調査の為、工場検査を実施するものとする。

10-1 新たに指定を受けようとする業者については、本仕様書の全項目に定められた検査及び製造工場における管理体制の実態調査のための工場検査を実施するものとする。

10-1-1 認定資格取得工場以外については、(社)日本下水道協会「下水道用資器材製造工場基本調査要項」(平成3年10月21日制定)にもとづき工場検査を実施し、更に本仕様書の全項目に定められた検査を、上記認定資格取得工場と同様に実施する。

10-2 製造業者の年度の指定更新にかかわる検査は、次の要領に基づく検査を行うものとする。

10-2-1 製造業者の指定にかかわる年度更新検査については、すべての指定製造業者を対象に本市が指定した検査日及び検査場所において、本仕様書の全項目について定められた検査を年1回本市検査員立会のもとに行うものとする。但し、本市検査員が不必要と認めた場合には工場検査を省略することがある。

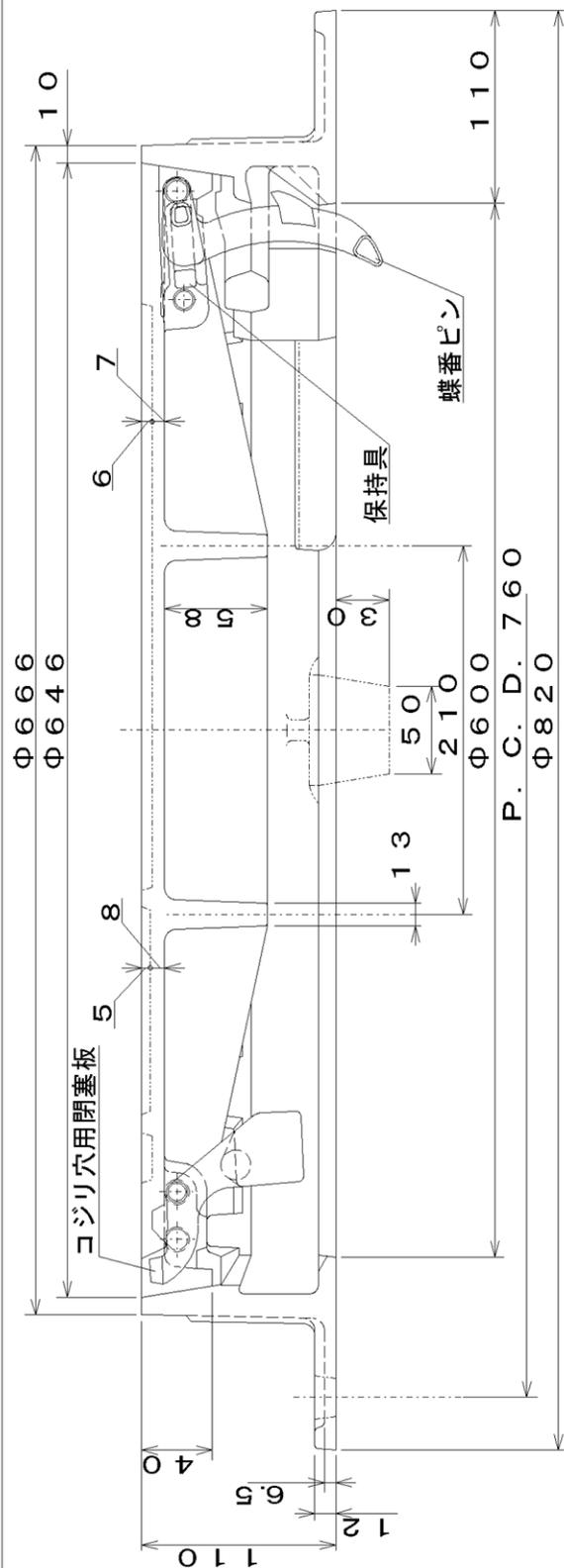
10-3 本市の当該年度工事に使用する製品の受入検査については、次の要領に基づく検査を行うものとする。

10-3-1 年度更新検査に合格し、その年度内に指定工事業者に納入する製品検査については、(社)日本下水道協会の認定資格取得工場は、別図一④に示す(社)日本下水道協会の認定標章を鑄出し表示する事により本仕様書の全項目に定められた検査を省略する。 認定資格取得工場以外の製品については、指定工事業者単位で本仕様書にもとづく全項目の検査を実施する。

10-4 検査に供する製品については、製造業者の負担とする。

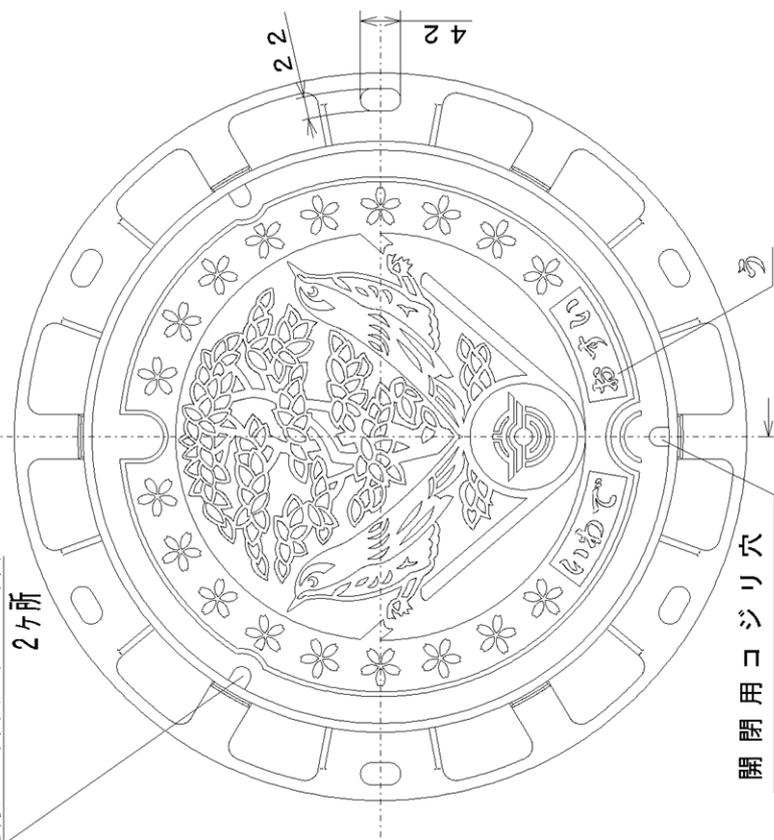
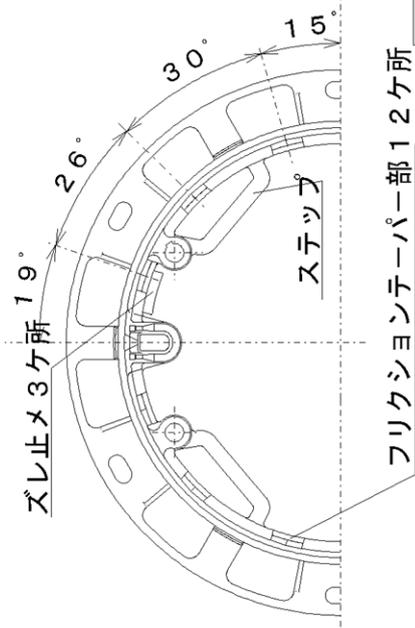
11 疑義

以上の事項に該当しない疑義を生じたときは、本市の指示、又は、両者協議の上、これを決定するものとする。



袋状コジリ穴 又は、コジリ穴
2ヶ所

フレーム



適要		材質	
カバー		FCD-700	
フレーム		FCD-600	
品名	岩出市型グラウンドマンホールΦ600		
種類	T-25用		
作成年月日		縮尺	/
設計		写図	検図
		製図	
岩出市役所			

※おすすい〜袋状コジリ穴2ヶ所
※うすすい〜コジリ穴2ヶ所

※ 公共下水道用鉄蓋と混同しないように注意してください。

防火水槽用鉄蓋仕様

1 適用範囲

この仕様書は、本市において施行される開発事業に使用する防火水槽用鉄蓋、（以下「本品或は、製品」という）について適用する。

2 構造

2-1 本品の構造は添付図面通りとする。

2-2 蓋と受枠の接触面は、ガタツキのないように機械加工にて仕上げ、蓋は互換性を有すること。

2-3 蓋の開閉操作は、蓋に設けられた手かぎ穴に専用手かぎを挿入し、開閉ができること。

3 製作及び表示

製品は、製造業者の責任表示として、蓋の裏面に、社章（又は社名）、材質記号、製造年（西暦）、符号を鋳出し表示すること。

4 塗装

塗装は製品の内外面を清掃した後、乾燥がすみやかで、密着性に富み、防食性及び耐候性に優れた塗料で塗装しなければならない。カラー用鉄蓋については、本市指定場所にエポキシ樹脂塗料を流し込んだものとする。

5 検査

5-1 製品検査

5-1-1 外観・形状・寸法検査

外観・形状・寸法検査は、本市検査員立会のもとに納入する製品中3組を抜取り、その内1組の検査を行う。寸法検査は添付図面に基づき検査し、その許容差は特別に指示しない公差の場合鋳放し寸法については JIS(B)0403（鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式）の付属書1（鋳鉄品の普通寸法公差）の球状黒鉛鋳鉄品の並級を適用し、削り加工寸法については JIS(B)0405（普通公差－第1部：個々の公差の指示がない長さ及び角度寸法に対する公差）の m（中級）を適用する。

JIS・B・0403（鋳造品—寸法公差方式及び削り代方式）（付属書1）				JIS・B・0405 普通公差—第1部：個々の公差の指示がない長さ及び角度寸法に対する公差 m（中級）	
長 さ mm		肉 厚 mm		削 り 加 工 mm	
呼 び 寸 法	許容差	呼 び 寸 法	許容差	呼 び 寸 法	許容差
120 以下	±2.0	10 以下	±2.0	0.5 以上 6 以下	±0.1
120 をこえ 250 以下	±2.5	10 をこえ 18 以下	±2.0	6 をこえ 30 以下	±0.2
250 をこえ 400 以下	±3.5	18 をこえ 30 以下	±2.0	30 をこえ 120 以下	±0.3
400 をこえ 800 以下	±5.0	30 をこえ 50 以下	±2.0	120 をこえ 400 以下	±0.5
800 をこえ 1600 以下	±7.0			400 をこえ 1000 以下	±0.8

5-1-2 質量検査

質量検査については前記、5-1-1、外観・形状・寸法検査を終了した製品について別々に秤量する。検査基準は、下表の値に適合しなければならない。

種 類	蓋	受 枠	許 容 範 囲
防火貯水槽用鉄蓋	48.0 kg	45.0 kg	+ 制限なし - 4%

5-1-3 荷重・破壊検査

荷重検査は、蓋と受枠を組み合わせ、ガタツキのないように試験機定盤上へのせ、中心に良質の板ゴム（厚さ6mm）を載せ、さらにその上に長さ500mm、幅200mm、厚さ50mmの鉄製載荷板を置き、破壊検査を行う。破壊検査の検査基準は、下表の通りとする。

種 類	破 壊 荷 重
防火貯水槽用鉄蓋	500 kN 以上

5-1-4 顕微鏡検査 [製品検査]

製品の指定位置の顕微鏡検査を行う。球状化判定基準は、80%以上とする。

5-2

この検査は、蓋及び受枠についてYブロックより採取した試験片によって行うものとする。

5-2-1 引張り・伸び検査 (Yブロック)

製品を鋳込む際に、JIS(G) 5502に規定された供試材を、予備を除き1個鋳造し、その内1個の供試材をJIS(Z) 2201の4号試験片に仕上げ、JIS(Z) 2241の金属材料引張試験方法に基づき、引張強さ・伸び検査を行う検査基準は、下表の通りで、この値に適合しなければならない。

(試験片加工は別図-2参照のこと)

区 分	蓋	受 枠
引張強さ	600N/m ² 以上	600N/m ² 以上
伸 び	8~15%	8~15%

5-2-2 硬さ検査 (Yブロック)

Yブロックより採取した試験片をJIS(Z) 2243のブリネル硬さ試験方法に基づいて硬さの検査を行う。試験片の抜き取り、製作及び試験数については前記、5-2-1 [引張り・伸び検査]と同じにする。検査基準は、下表の通りで、この値に適合しなければならない。

区 分	蓋	受 枠
硬さ HBW (10/3000)	210 以上	210 以上

5-2-3 腐食検査 (Yブロック)

Yブロックより直径24±0.1mm、厚さ3±0.1mmの試験片を採取し、表面に傷なきよう研磨し、付着物を十分に除去して、常温の(1:1)塩酸水溶液100ml中に、連続96時間浸漬後秤量し、その腐食減量が下表の値に適合しなければならない。

区 分	蓋	受 枠
腐 食 減 量	0.8g 以下	0.8g 以下

6 再 検 査

6-1 製品再検査

製品検査において、不合格になった場合は再検査を行うことが出来る。再検査は、そのロットから更に2組を抜取り、検査を行う。2組とも合格した場合はそのロットを合格とし、1組でも不合格の場合はそのロットを不合格とする。

6-2 材質再検査

材質検査において、不合格になった場合は再検査を行うことが出来る。再検査はそのロットから更に2個の供試体をとって行い、2個とも合格の場合はそのロットを合格とし、1個でも不合格の場合はそのロットを不合格とする。

7 納入後の検査、及びこれに付随する措置

納入後といえども本市が再検査の必要があると認めた場合は納入した製品中より適時抜取り検査を行うことがある。この場合の検査は、本市が必要とする項目について行うが、この検査に使用した製品の中、明確に材質、及び構造に起因する破損、異常が認められた場合は、納入業者は速やかに無償を以って代替品を納入しなければならない。

8 納入の方法

製品は本市内に納入することを原則とするが、期日及び場所を分割することも異議なきものとする。

9 工業所有権の問題

本品に関する工業所有権の問題が生じたときには、納入業者がすべて処置するものとする。

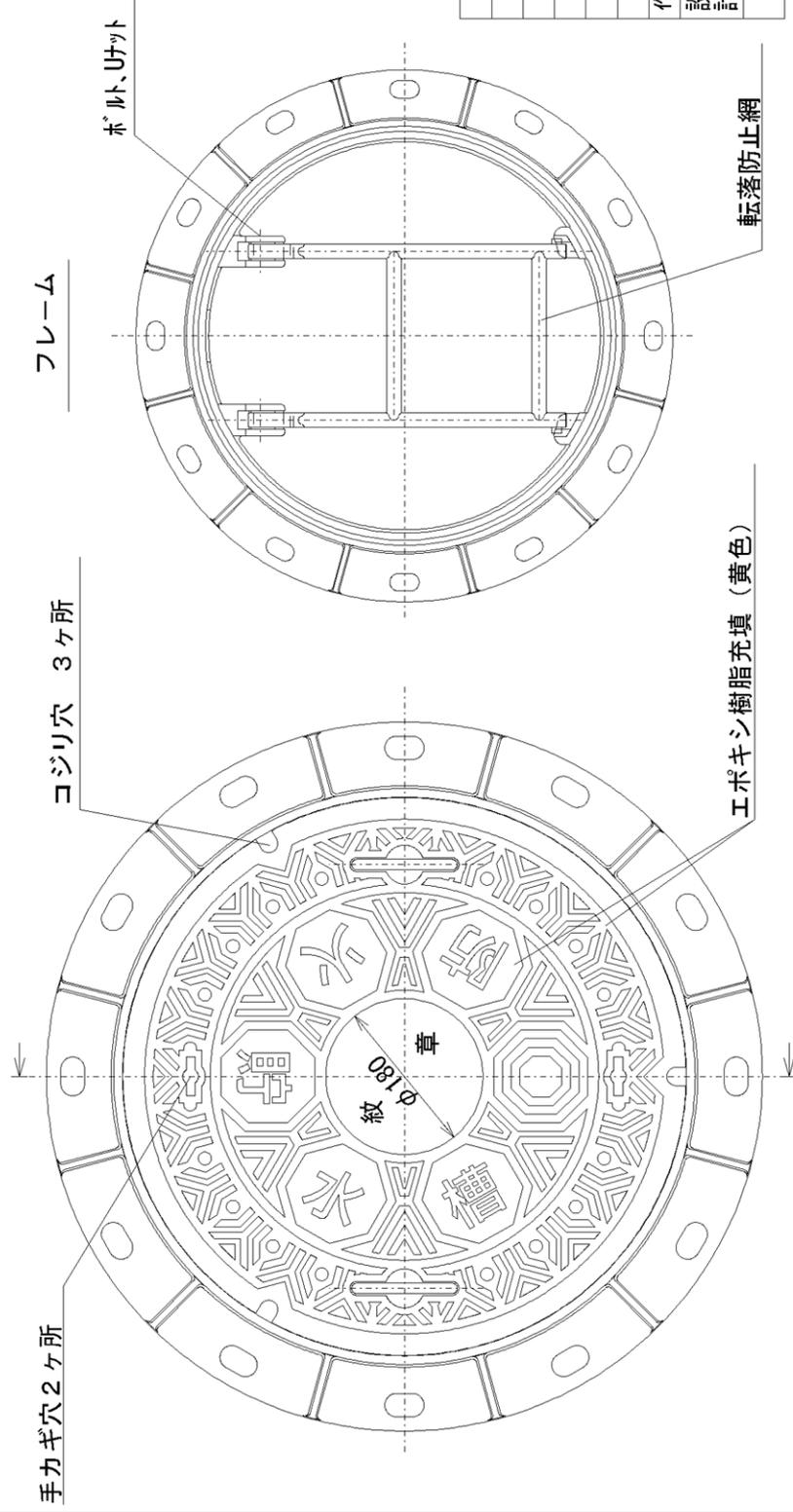
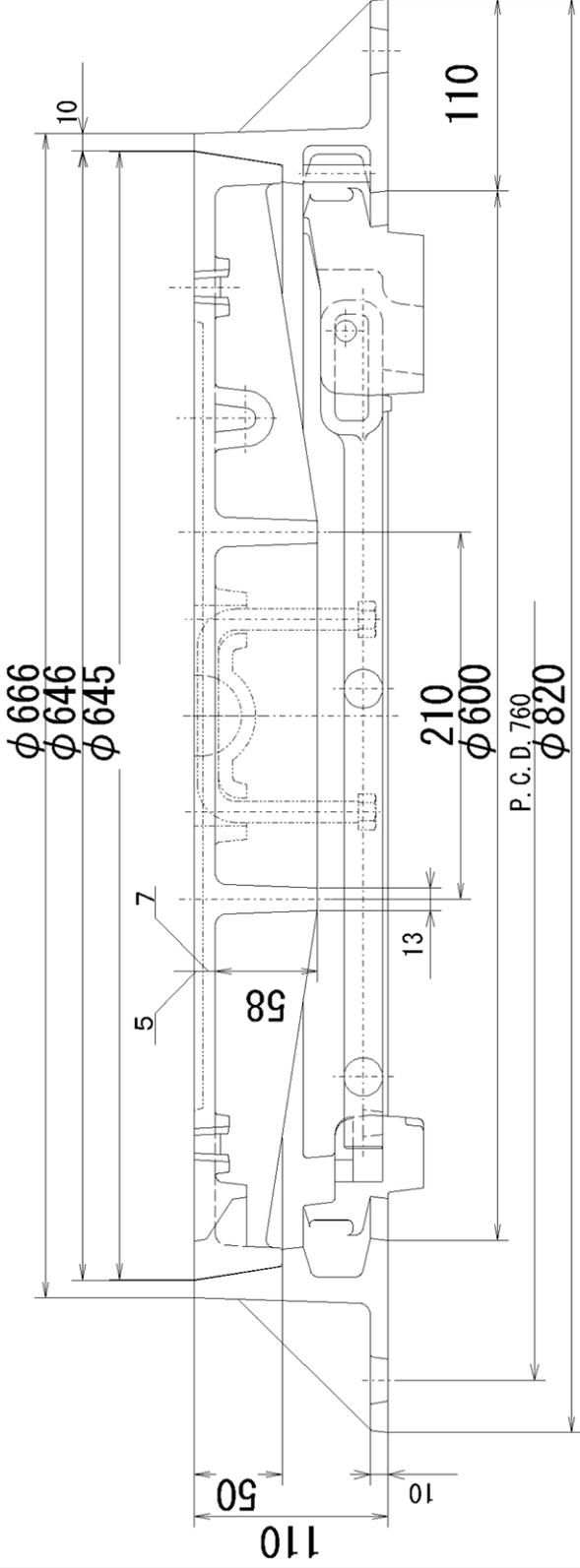
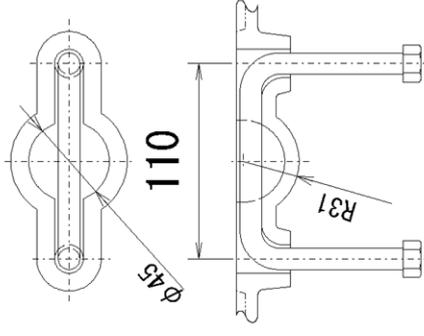
10 疑 義

以上の事項に該当しない疑義を生じたときは、本市の指示、又は、両者協議の上、これを決定するものとする。

和歌山県 岩出市紋章



取手詳細図



適要	材質	
カバー	FCD-700	
フレーム	FCD-600	
品名	岩出市型防火貯水槽用鉄蓋φ600	
種類	T-25用	
作成年月日	縮尺	/
設計	製図	検図

岩出市役所

